


行革大綱に係る  
重点改革プログラム



平成23年12月

愛知県

# 1 重点改革プログラム策定の背景

## (1) これまでの行財政改革の取組

- ◆愛知県は、これまでも継続的に行財政改革を進め、その成果を活用しながら、県民福祉の維持向上に取り組んできました。

	11～16年度 第三次・改訂第三次行革大綱	17～21年度 あいち行革大綱2005	22～23年度 第五次行革大綱(22～26年度)
職員定数 (知事部局等・教育事務部門)	1,584人削減	1,331人削減	368人削減
	11～23年度累計 3,283人削減 〔10.4.1現在14,756人 23.4.1現在：10,967人( 3,789人 大学法人など外部移管等による減分を含む)〕		
公の施設	45施設廃止等	23施設廃止等	21施設廃止等
	11～23年度累計 89施設廃止等 新設等12施設有り〔10.4.1現在153施設 23.4.1現在：76施設〕		
県関係団体	16団体削減	1団体削減	
	11～23年度累計 17団体削減 〔10.4.1現在37団体 23.1.1現在：20団体〕		
行革効果額	3,524億円	1,273億円	860億円
	11～23年度累計 5,657億円 約5,700億円削減		

## (2) 第五次行革大綱に基づく取組の進展と策定後の変化

- ◆平成22年2月に策定した愛知県第五次行革大綱では、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間として、163の個別取組事項を位置づけています。
- ◆県は、持続可能で質の高い行財政体制の構築をめざすとともに、多様な主体の力を引き出す行政運営を一層推進するという大綱の方向性に沿って、毎年度、徹底した事務事業の見直しに取り組むなど、着実に取組を進めてきました。
- ◆一方、第五次行革大綱の策定後には、東日本大震災による被害、企業の想定レートをはるかに超える円高など、わが国の社会経済、ひいては本県の行財政を取り巻く環境に大きな影響を及ぼすできごとが生じています。

### (3) 行革大綱を深掘りする必要性

- ◆我が国の社会経済を取り巻く環境が変化し、景気の先行きの不透明感などから、重苦しい閉塞感に覆われる今こそ、愛知の活力を一層喚起し、そして、かつての「日本一元気な愛知」の輝きを取り戻さなければなりません。
- ◆本県の財政状況は引き続き厳しい状況に置かれていますが、活力ある地域づくりを県がリードしていくためには、本県の行財政体制の立て直しを急がねばなりません。
- ◆このため、県は、第五次行革大綱に基づく取組を引き続き着実に進めることはもとより、この重点改革プログラムに掲げる項目について行革大綱を「深掘り」することによって、行財政改革を一層強力かつ速やかに進めていきます。

## 2 重点改革プログラムの基本的な考え方

- ◆ 次の視点に沿って行革大綱を深掘りすることとし、重点改革項目として絞り込んだ46項目について、現状をしっかりと検証し、取り組むべき課題を明確にした上で、取組を具体化、加速、拡大等していきます。

深掘りの視点	取組の方向性
□ 民間活力の導入拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・特にこれまで県直営としてきた分野について、活性化に向けて一層の工夫をこらすとともに、民間に委ねるべき業務は民間に委ねるなど、民間の知恵・ノウハウの導入による活性化を進めます。</li><li>・民間のニーズに積極的に対応するとともに、民間からの提案・アイデアの活用を進めます。</li></ul>
□ 資産の適正管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の老朽化を踏まえた将来負担や利用状況を改めて検証し、施設の見直しに取り組みます。</li><li>・県民全体の財産である資産、施設を一層有効に利活用するとともに、資産・債権等の適正な管理を進めます。</li></ul>
□ 効果の徹底的検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の制度改正や社会経済の変化など事業をとりまく環境変化を踏まえた検証を徹底します。</li><li>・引き続き厳しい財政状況が継続することを踏まえ、限られた財源の中での持続可能性、全国的な水準比較の視点から事業を再検証します。</li></ul>
□ 地方分権改革の加速	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎自治体(市町村)の権限、裁量を拡大します。</li><li>・県・市町村の連携協力を進めます。</li></ul>
□ 人件費の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・更なる人件費の適正化に取り組みます。</li></ul>

- ◆ また、プログラムの推進に当たっては、引き続き関係者、市町村との議論を深めながら、取組を進めていきます。

### 3 重点改革プログラム策定のプロセス

- ◆重点改革プログラムの策定に向けては、検討の初期の段階から、項目案と論点を公表し、県民の皆様や市町村から広くご意見をいただきながら検討・議論を深めました。
- ◆代表的な8項目を特に抽出し、事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを実施して検討に反映しました。

日程	取組
4月	・ 庁内に「政策評価・事務事業見直しプロジェクトチーム」設置
8月	・ プロジェクトチームが取りまとめた「重点改革項目(案)及び論点」を公表 ・ 所管部局における検討開始 ・ 県民からの意見募集、市町村の意見照会等
10月	・ 所管部局の検討を経て、重点改革プログラム素案を取りまとめ
11月	・ 重点改革プログラム素案について、外部有識者による公開ヒアリングを実施 ・ 重点改革プログラム(案)策定
12月	・ 「行革大綱に係る重点改革プログラム」公表



# 重点改革項目ごとの改革の内容・工程等

# 重点改革項目一覧

深掘りの視点	連番	重点改革項目	所管部局
民間活力の導入拡大	1	芸術文化センターへの指定管理者制度の導入などによる活性化	県民生活部
	2	陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化	県民生活部
	3	ネーミングライツの積極的な導入	総務部、関係部局
	4	未利用財産の活用方法への民間からの提案募集	総務部
	5	県有地や県施設の空きスペースの利活用の拡大	総務部、健康福祉部 建設部
資産の適正管理	6	ふれあい広場の廃止	地域振興部
	7	愛知こどもの国の見直し	健康福祉部
	8	勤労福祉会館等の早期廃止	産業労働部
	9	野外教育センターの見直し	教育委員会
	10	岡崎総合運動場の見直し	教育委員会
	11	愛知県体育館の利用拡大	教育委員会
	12	愛知県スポーツ会館の見直し	教育委員会
	13	効果的・効率的な庁舎等の利用・管理	総務部
		循環器呼吸器病センター跡地の利活用	健康福祉部、病院事業庁
	14	産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用	産業労働部
	15	農業総合試験場の組織・運営の見直しと資産の利活用	農林水産部
	16	レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設の利用拡大	総務部、関係部局
	17	県が出資している株式会社への適切な配当要求	総務部、関係部局
18	税外債権の徴収強化	総務部、関係部局	



深掘りの視点	連番	重点改革項目	所管部局
効果の徹底的検証	19	国等関係団体会費・負担金の見直し	総務部、関係部局
	20	教職員住宅の見直し	教育委員会
	21	公舎の見直し	総務部、健康福祉部 農林水産部
	22	待機宿舎の見直し	警察本部
	23	印刷業務の早期廃止	出納事務局
	24	消費生活相談体制の見直し	県民生活部
	25	環境調査センターの組織・運営の見直し	環境部
	26	海外産業情報センター業務の見直し	産業労働部
	27	高等技術専門校の見直し	産業労働部
	28	犬山国際ユースホステルの見直し	産業労働部
	29	労働協会の見直し	産業労働部
	30	雇用開発協会の見直し	産業労働部
	31	農林公社の見直し	農林水産部
	32	地方3公社の見直し	建設部
	33	名古屋港の運営の民営化の検討	建設部
	34	生涯学習推進センターの見直し	教育委員会
	35	水道事業の一層の経営効率化	企業庁
	36	県立病院のあり方の検討	病院事業庁、健康福祉部
	37	福祉医療制度の見直し	健康福祉部
38	私学助成の見直し	県民生活部	
39	時限設定の徹底による見直し	総務部、関係部局	

深掘りの視点	連番	重点改革項目	所管部局
地方分権改革の加速	40	県単独市町村補助金の統合	総務部、関係部局
	41	県から市町村への権限移譲の推進	総務部、関係部局
	42	県・市町村の連携協力による滞納整理	総務部
人件費の見直し	43	定員の適正管理	総務部、関係部局
	44	時間外勤務の縮減	総務部、関係部局
	45	特殊勤務手当の見直し	総務部
	46	技能労務職員の給与の見直し	総務部

各項目の工程中「目標・効果」欄について、効果額等が具体的に算定できるものについては効果額又は削減見込みの人員数を表示し、現時点で効果額等が算定できないものについては、取組の目標をできる限り具体的に表示した。

# 深掘りの視点 民間活力の導入拡大

項目	1-1	芸術文化センター(栄施設)への指定管理者制度の導入などによる活性化	所管部局	県民生活部																		
事業目的・内容	<p>愛知芸術文化センター(栄施設)は、平成4年に名古屋市東区に設置した芸術劇場、美術館、文化情報センターで構成される複合芸術文化施設である。</p> <p>本県芸術文化の振興拠点として、芸術作品の収集管理、調査研究、創造発信、教育普及などの事業を実施するとともに、複合施設である特性を生かし、相互に連携を図った芸術文化活動を展開している。</p> <p>施設の管理運営は直営(職員数42人)で行っている。</p> <p>平成22年度の入館者数は、年間197.3万人となっている。</p>																					
	平成23年度関連予算額	2,656百万円(芸術文化センター全体の関連予算額)																				
<p><b>1 改革内容</b></p> <p>愛知芸術文化センター(栄施設)については、国際的な芸術立県を目指す本県文化芸術施策の中核的施設としての役割を踏まえつつ、総合的な県民サービスの向上と一層の利用拡大につなげることを目標として、指定管理者制度の導入方法(施設・業務の切り分け等)について、平成23年度中に検討する。平成24年度の制度設計、平成25年度の導入を目指す。</p> <p>検討にあたっては、これまで美術館や文化情報センターを中心に蓄積してきた創造・発信機能、3年ごとに開催するあいちトリエンナーレの中核的会場としての役割、さらには、各施設ごとの特徴などに十分に留意するとともに、利用者の視点に立った運営の見直し等の活性化策についても併せて検討する。</p>																						
<p><b>2 工程</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>指定管理者制度導入検討</td> <td>制度設計</td> <td>制度導入</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td>・総合的な県民サービスの向上と一層の利用拡大 (年間入館者200万人以上)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~	取組内容	指定管理者制度導入検討	制度設計	制度導入		→	目標・効果			・総合的な県民サービスの向上と一層の利用拡大 (年間入館者200万人以上)		
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~																	
取組内容	指定管理者制度導入検討	制度設計	制度導入		→																	
目標・効果			・総合的な県民サービスの向上と一層の利用拡大 (年間入館者200万人以上)																			

項目	1-2	芸術文化センター(図書館)への指定管理者制度の導入などによる活性化	所管部局	県民生活部		
事業目的・内容	<p>愛知芸術文化センター愛知県図書館は、平成3年に名古屋市中区に開館した。  「県民に開かれた図書館」、「資料情報センターとしての図書館」、「県内市町村立図書館へのバックアップを行う図書館」、「愛知芸術文化センターの一翼を担う図書館」という4つの基本的性格をもっている。  施設の管理運営は直営(職員数42人)で行っている。  平成22年度の入館者数は、年間70.2万人となっている。</p>					
	平成23年度関連予算額	2,656百万円(芸術文化センター全体の関連予算額)				
<p>1 改革内容</p> <p>愛知芸術文化センター愛知県図書館については、個別に民間委託している施設管理業務を対象に指定管理者制度を導入する。導入にあたっては、平成23年度中に導入方法を検討し、平成24年度に公募手続き及び条例改正の手続きを実施し、平成25年度の導入を目指す。</p>						
<p>2 工 程</p>						
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~
	取組内容	指定管理者制度導入検討	指定管理者公募	制度導入	→	
	目標・効果			・施設運営の一層の効率化		

項目	2	陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化	所管部局	県民生活部																		
事業目的・内容	<p>陶磁資料館は、陶磁文化の普及と振興を図るため、昭和53年に瀬戸市に設置した日本有数の陶磁専門資料館（博物館相当施設）である。</p> <p>美術的・歴史的に貴重な陶磁資料を収集・保存・展示するとともに、陶芸実習施設である陶芸館や茶室、古窯館などを設置して、県民に陶磁文化に触れる機会を提供している。</p> <p>施設の管理運営は直営（職員数16人）で行っている。</p> <p>平成22年度の入館者数は、年間8.7万人となっている。</p>																					
	平成23年度関連予算額	417百万円																				
<h3>1 改革内容</h3> <p>陶磁資料館については、館の活性化や利用者の拡大につなげるため、平成23年度中に、新たな館の魅力を引き出す民間のアイデアや活力を導入した方策や地元（瀬戸市等）・団体との関係強化等について検討し、平成24年度から実施する。</p> <p>また、収蔵資料の管理から展示室や収蔵庫の施設管理に至るまで、収蔵資料を熟知した専門家である学芸員の永続的な確保が必要であることから、学芸員が直接関わらない施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入効果及び可能性について平成24年度までに検討する。</p> <p>開館35周年（平成25年）に合わせ、美術館・博物館など我が国有数の陶磁専門施設にふさわしい名称に変更する。</p>																						
<h3>2 工程</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>           民間活用方策の検討及び実施準備             施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入効果及び可能性について検討             陶磁資料館の名称変更調査         </td> <td>           民間活用方策を随時実施             (結論)             名称変更手続き（条例改正等）         </td> <td>           名称変更（開館35周年）         </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td>・利用者の拡大（年間入館者10万人以上）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	民間活用方策の検討及び実施準備  施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入効果及び可能性について検討  陶磁資料館の名称変更調査	民間活用方策を随時実施  (結論)  名称変更手続き（条例改正等）	名称変更（開館35周年）			目標・効果			・利用者の拡大（年間入館者10万人以上）		
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	民間活用方策の検討及び実施準備  施設管理業務を中心とした指定管理者制度の導入効果及び可能性について検討  陶磁資料館の名称変更調査	民間活用方策を随時実施  (結論)  名称変更手続き（条例改正等）	名称変更（開館35周年）																			
目標・効果			・利用者の拡大（年間入館者10万人以上）																			

項目	3 ネーミングライツの積極的な導入	所管部局	総務部 関係部局										
事業目的・内容	<p>ネーミングライツは、県が所有する施設に、企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名する権利であり、県はこの権利を企業に付与することにより対価を得、新たな財源確保策の一環とするものである。</p> <p>平成23年4月現在、全国で29都道府県が導入しているが、本県では導入実績がない。</p>												
	平成23年度関連予算額	-											
<p>1 改革内容</p> <p>ネーミングライツの制度設計や募集方法を定めた本県の「ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、各施設への導入の検討を進める。</p> <p>施設の性格、利用形態等を勘案して、平成23年度から順次公募する。</p> <table border="1" data-bbox="338 810 2002 991"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 810 1234 858">施設の性格、利用形態等</th> <th data-bbox="1234 810 2002 858">公募時期等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 858 1234 906">無料施設（歩道橋等）</td> <td data-bbox="1234 858 2002 906">平成23年度内を目途に公募</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 906 1234 954">個人利用が中心の施設（公園施設等）</td> <td data-bbox="1234 906 2002 954">平成23年度内を目途に、関係者との調整が整った施設から順次公募</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 954 1234 991">企業名を冠した興行が行われる施設（スポーツレクリエーション施設等）</td> <td data-bbox="1234 954 2002 991">平成24年度に導入可能性（F S）調査を行い、その結果に応じて公募</td> </tr> </tbody> </table>						施設の性格、利用形態等	公募時期等	無料施設（歩道橋等）	平成23年度内を目途に公募	個人利用が中心の施設（公園施設等）	平成23年度内を目途に、関係者との調整が整った施設から順次公募	企業名を冠した興行が行われる施設（スポーツレクリエーション施設等）	平成24年度に導入可能性（F S）調査を行い、その結果に応じて公募
施設の性格、利用形態等	公募時期等												
無料施設（歩道橋等）	平成23年度内を目途に公募												
個人利用が中心の施設（公園施設等）	平成23年度内を目途に、関係者との調整が整った施設から順次公募												
企業名を冠した興行が行われる施設（スポーツレクリエーション施設等）	平成24年度に導入可能性（F S）調査を行い、その結果に応じて公募												
<p>2 工 程</p>													
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～								
取組内容	ガイドライン策定 導入施設検討	一部施設への導入	(順次導入)	→									
			(順次公募)	→									
目標・効果	歩道橋等公の施設10 箇所以上を公募	公募施設を拡大	(順次公募)	→									

項目	4 未利用財産の活用方法への民間からの提案募集	所管部局	総務部		
事業目的・内容	<p>未利用財産の活用については、施設の余裕スペースへの自動販売機の設置や広告看板の掲出、有料駐車場としての県有地貸付などの取組を全庁的に実施している。</p> <p>これまで、未利用財産の活用方法の検討に当たって県内部からの提案等を活用してきたが、具体的な利活用の方向性を見出せない県有地が生じている。</p>				
	平成23年度関連予算額	(自動販売機・広告看板・有料駐車場に係る歳入予算：3億円、及び 県有財産売却に係る歳入予算：29億円)			
<p>1 改革内容</p> <p>未利用地の活用方法について、平成23年度中に広く民間からアイデアを募集する仕組みを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページを活用して未利用財産に関する情報提供を行い、幅広くアイデアや意見を受け付ける。</li> <li>・応募されたアイデアや意見については、関係部局と実現可能性について検討するとともに、応募アイデア及び検討結果について、主なものを県ホームページ上に公表する。</li> </ul>					
.....					
2 工 程					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	未利用地リストの作成 県HPに未利用地リストを掲載し、アイデア募集を開始	未利用地リストの更新 アイデア募集の継続実施			→
目標・効果		・毎年度1件以上、提案を活かして具体的な活用に結びつける。			→

項目	5 県有地や県施設の空きスペースの利活用の拡大	所管部局	総務部、健康福祉部、建設部		
事業目的・内容	<p>将来的に利用見込みのない県有財産は、従来から、一般競争入札により売却することを基本として処分を進め、また、当面利用予定がない県有地は、一時的に有料駐車場として貸付けて活用を図っている。</p> <p>しかし、昨今の景気動向から企業が初期投資を抑える傾向があることや、売却に適さない県有地があること等から、一般競争入札による売却や一時的な貸付以外にも、民間のニーズを踏まえた新たな活用方法を検討する余地がある。</p>				
	平成23年度関連予算額	(自動販売機・広告看板・有料駐車場に係る歳入予算：3億円、及び 県有財産売却に係る歳入予算：29億円)			
<h3>1 改革内容</h3>					
<p>民間事業者の土地活用ニーズを踏まえて貸付地を選定し、平成23年度から一般競争入札により定期借地権設定貸付を実施する。</p>					
<p>有料駐車場としての貸付について、これまでは未利用の県有地を貸付対象としてきたが、今後は、現に使用している県有地についても利用調整を積極的に行い、新たに貸付用地を生み出して一般競争入札により貸付を実施する。</p>					
<p>福祉施設整備を目的とした県有地の活用を推進する。</p>					
<p>新たに策定する「県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱（仮称）」に基づき、市町村の施設整備方針を踏まえた上で貸付地を選定し、公募により事業者に貸し付ける。</p>					
<p>県営住宅の建替えに伴う余剰地等について、住宅居住者である高齢者等の生活を支援するとともに、生活支援サービス等を行う地域の福祉拠点を整備するため、可能な限り、福祉施設への利用に用途を限定して貸付又は売却を行う。</p>					
<p>また、県営住宅の空住戸については、公営住宅の本来の整備目的に照らして支障のない範囲内で、福祉施設等としての活用を図る。その他、地域ニーズに応じた福祉施設の整備に対して、未利用地の貸付又は売却を推進する。</p>					
<h3>2 工 程</h3>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	定期借地権設定による貸付 有料駐車場としての貸付の拡大 福祉施設整備を目的とした県有地の活用 福祉施設整備事業実施要綱の策定				→
					→
目標・効果	・利活用の拡大を、毎年度1件以上実施				→
		・毎年度1,500万円以上の歳入を確保			→



# 深掘りの視点 資産の適正管理

項目	6	ふれあい広場の廃止	所管部局	地域振興部																		
事業目的・内容	<p>ふれあい広場は、大都市地域におけるコミュニティ活動の促進を目的として、昭和53年度から62年度までに名古屋市内に先導的に整備した集会施設で、コミュニティ活動の会議、地域の育児教室、高齢者の食事会、趣味のサークル活動やスポーツレクリエーション等に利用されている。</p> <p>平成13年12月に策定した改訂愛知県第三次行革大綱で順次廃止することとして以来、名古屋市のコミュニティセンターの整備に合わせて、これまでに13施設のうち9施設を廃止しており、平成23年4月1日現在、4施設（守山、緑大高、昭和、東）が存置されている。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成27年度・5年間）</p>																					
	平成23年度関連予算額	6百万円																				
<p>1 改革内容</p> <p>ふれあい広場については、施設の老朽化や名古屋市のコミュニティセンターの整備状況を踏まえ、大都市地域における先導的取組としての目標は達成されたことから、個々の地域の実情を勘案しながら、現在の指定管理者の指定期間が満了する平成27年度末までに廃止する。</p> <p>廃止にあたっては、名古屋市と充分調整し、できる限り従前の取扱いどおり、代替施設である名古屋市コミュニティセンターへ引き継ぐ形での閉館となるよう努力する。</p> <p>学区再編により代替施設である名古屋市コミュニティセンターの新設が難しくなっているふれあい広場については、施設の移管等について名古屋市と調整を行っていく。</p>																						
<p>2 工程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>名古屋市との調整が 整い次第順次廃止</td> <td></td> <td></td> <td>残存ふれあい広場の 閉館調整</td> <td>27年度末廃止</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・効果額 6百万円</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	名古屋市との調整が 整い次第順次廃止			残存ふれあい広場の 閉館調整	27年度末廃止	目標・効果					・効果額 6百万円
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	名古屋市との調整が 整い次第順次廃止			残存ふれあい広場の 閉館調整	27年度末廃止																	
目標・効果					・効果額 6百万円																	

項目	7 愛知こどもの国の見直し		所管部局	健康福祉部																					
事業目的・内容	<p>愛知こどもの国は、豊かな自然環境の中で、健全な遊びを通じて児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにし、児童の健全な育成を図ることを目的として、昭和49年に西尾市東幡豆町に設置した大型児童遊園である。</p> <p>約100万㎡の敷地に、ゴーカート、こども汽車、キャンプ場、プール等を備えている。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成25年度・3年間）</p> <p>平成22年度の入園者数は年間35万人と推計される。また、有料施設の延利用者数は約30万人となっている。</p>																								
	平成23年度関連予算額	328百万円																							
<p>1 改革内容</p> <p>愛知こどもの国については、老朽化や利用状況等を踏まえ、施設の維持に要する将来負担も勘案し、あり方を見直すこととし、現状と課題をいま一度分析し、関係する市町村や団体等との意見交換を行いつつ、県民の皆様からの意見も踏まえて、平成24年夏頃を目途に改革案をまとめる。</p> <p>改革案をまとめるにあたっては、施設全体の廃止・地元移管、施設の一部廃止（規模縮小）・一部地元移管又はその他将来負担の軽減策も含め、検討する。</p>																									
<p>2 工程</p> <table border="1" data-bbox="331 963 1966 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 963 506 1011">年度</th> <th data-bbox="506 963 763 1011">23年度</th> <th data-bbox="763 963 875 1011"></th> <th data-bbox="875 963 1182 1011">24年度</th> <th data-bbox="1182 963 1451 1011">25年度</th> <th data-bbox="1451 963 1709 1011">26年度</th> <th data-bbox="1709 963 1966 1011">27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1011 506 1283">取組内容</td> <td data-bbox="506 1011 763 1283">地元市と協議</td> <td data-bbox="763 1011 875 1283">調整結果</td> <td data-bbox="875 1011 1182 1283">           廃止の場合            地元移管又は一部廃止の場合            その他将来負担の軽減策         </td> <td data-bbox="1182 1011 1451 1283">           廃止に向けた措置実施            地元移管又は一部廃止の準備         </td> <td data-bbox="1451 1011 1709 1283">           新たな公園区域による運営開始            負担軽減策の実施         </td> <td data-bbox="1709 1011 1966 1283">           廃止（年度は調整）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1283 506 1449">目標・効果</td> <td colspan="3" data-bbox="506 1283 1182 1449"></td> <td colspan="3" data-bbox="1182 1283 1966 1449">           ・廃止又は地元移管の場合            効果額 約3億円/年            ・一部廃止・一部地元移管又は負担軽減策の場合            効果額 約1億円/年         </td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度		24年度	25年度	26年度	27年度	取組内容	地元市と協議	調整結果	廃止の場合 地元移管又は一部廃止の場合 その他将来負担の軽減策	廃止に向けた措置実施 地元移管又は一部廃止の準備	新たな公園区域による運営開始 負担軽減策の実施	廃止（年度は調整）	目標・効果				・廃止又は地元移管の場合 効果額 約3億円/年 ・一部廃止・一部地元移管又は負担軽減策の場合 効果額 約1億円/年		
年度	23年度		24年度	25年度	26年度	27年度																			
取組内容	地元市と協議	調整結果	廃止の場合 地元移管又は一部廃止の場合 その他将来負担の軽減策	廃止に向けた措置実施 地元移管又は一部廃止の準備	新たな公園区域による運営開始 負担軽減策の実施	廃止（年度は調整）																			
目標・効果				・廃止又は地元移管の場合 効果額 約3億円/年 ・一部廃止・一部地元移管又は負担軽減策の場合 効果額 約1億円/年																					

項目	8 勤労福祉会館等の早期廃止			所管部局	産業労働部																		
事業目的・内容	<p>勤労福祉会館等は、労働者等の文化、教養及び体育の向上を図るため、昭和45年から平成2年までに、県内11館を整備した施設である。</p> <p>平成17年2月に策定した「あいち行革大綱2005」で順次廃止することとして以来、これまでに7施設を廃止した。現在、存置している4施設のうち、2施設（豊橋勤労福祉会館、サンライフ名古屋）については平成24年4月をもって廃止する予定であり、残る2施設（一宮勤労福祉会館、尾西勤労青少年福祉センター）についても廃止に向けたスケジュールを定めている。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。</p>																						
	平成23年度関連予算額	196百万円（一宮 89百万円、尾西 107百万円）																					
<p>1 改革内容</p> <p>一宮勤労福祉会館については、地元市と調整し、平成26年度までに廃止する。その後、尾西勤労青少年福祉センターについて、平成28年度までに廃止できるよう地元市との調整に努める。</p>																							
.....																							
<p>2 工 程</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="315 1129 504 1187">年度</th> <th data-bbox="504 1129 792 1187">23年度</th> <th data-bbox="792 1129 1081 1187">24年度</th> <th data-bbox="1081 1129 1370 1187">25年度</th> <th data-bbox="1370 1129 1659 1187">26年度</th> <th data-bbox="1659 1129 1948 1187">27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="315 1187 504 1321">取組内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1370 1187 1659 1321">一宮勤労福祉会館廃止予定</td> <td data-bbox="1659 1187 1948 1321">尾西勤労青少年福祉センター廃止予定（28年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="315 1321 504 1374">目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1370 1321 1659 1374">・効果額 89百万円</td> <td data-bbox="1659 1321 1948 1374">・効果額 107百万円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容				一宮勤労福祉会館廃止予定	尾西勤労青少年福祉センター廃止予定（28年度）	目標・効果				・効果額 89百万円	・効果額 107百万円					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																		
取組内容				一宮勤労福祉会館廃止予定	尾西勤労青少年福祉センター廃止予定（28年度）																		
目標・効果				・効果額 89百万円	・効果額 107百万円																		

項目	9 野外教育センターの見直し		所管部局	教育委員会	
事業目的・内容	<p>野外教育センターは、野外活動施設として、昭和47年に岡崎市千万町町に設置した施設で、宿泊室（250人）、研修室、体育館、野外炊飯場、雨天ファイヤー場などを有している。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成27年度・5年間）</p> <p>平成22年度の利用率（宿泊室）は、29.4%となっている。</p>				
	平成23年度関連予算額	59百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>野外教育センターについては、平成23年度中に指定管理者と意見交換を行い、施設の利用率が低い11月から2月までの利用率向上策及び効率的な運営方法を検討する。</p> <p>平成24年度に上記の方策を試行したうえで、老朽化や県有施設としての必要性（県内の児童・生徒の野外活動実施にあたっての必要性、一般県民にとっての必要性）を勘案し、県民等の意見も踏まえた上で、地元（岡崎市）移管又は廃止等を視野に施設のあり方を検討し、平成25年度までに結論を出す。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	利用率向上策 運営方法の検討	利用率向上策の実施 →	施設のあり方の検討 (結論)		
目標・効果					・廃止又は移管の場合 効果額 59百万円

項目	10	岡崎総合運動場の見直し	所管部局	教育委員会
事業目的・内容	<p>岡崎総合運動場は、体育の振興を図るため、昭和43年に岡崎市真伝町に設置した施設で、野球場3面、蹴球場（ラグビー兼用）1面、庭球施設8面、アーチェリー場、水泳施設(日本水連公認競泳プール(一般))、陸上競技場(日本陸連公認(第4種))などを有している。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成27年度・5年間）</p> <p>平成22年度の利用者数は、年間14.9万人となっている。</p>			
	平成23年度関連予算額	66百万円		

### 1 改革内容

岡崎総合運動場については、平成23年度中に利用状況などを分析し、県民等の意見も踏まえた上で、施設の地元移管を含めて、そのあり方を検討し、平成24年度前半までに結論を出す。

### 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	利用状況の分析 施設のあり方を検討	→(結論)			
目標・効果					・廃止又は移管の場合 効果額 66百万円

項目	11	愛知県体育館の利用拡大	所管部局	教育委員会
事業目的・内容	<p>愛知県体育館は、体育の振興を図るため、昭和39年に名古屋市中区（名古屋城内）に設置した施設で、第1競技場(2,468㎡、観覧席固定席4,375人・補助席3,032人)、第2競技場(704㎡)、練習場(温水プール(25m)、フィットネスルーム(126㎡)、トレーニング場(104㎡)、ボクシング場(77㎡)、すもう場(100㎡))などを有している。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成27年度・5年間）</p> <p>平成22年度の利用者数は、年間54.9万人となっている。</p>			
	平成23年度関連予算額	108百万円		

### 1 改革内容

愛知県体育館については、県のシンボリックなスポーツ施設として、県民のニーズが高く、利用者は年間約55万人と高い水準を維持していることから、県の知名度を高める大規模競技大会の誘致など、さらなる利用の拡大に取り組む。

### 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	サービス向上、利用促進				→
目標・効果		・利用者数 3,000 人増	・利用者数 3,000 人増	・利用者数 3,000 人増	・利用者数 3,000 人増

項目	12	愛知県スポーツ会館の見直し	所管部局	教育委員会
事業目的・内容	<p>愛知県スポーツ会館は、体育の振興を図るため、昭和47年に名古屋市北区に設置した施設で、第1・3競技場（多目的）、第2競技場（卓球）、第4競技場（バドミントン等）、第5競技場（弓道、なぎなた等）、ゴルフ練習場、軽運動室（エアロビクス等）などを有している。</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成25年度・3年間）</p> <p>平成22年度の利用者数は、年間19.6万人となっている。</p>			
	平成23年度関連予算額	181百万円		

### 1 改革内容

スポーツ会館については、平成23年度中に、県有施設としての必要性を検証するため、利用状況などの詳細な調査を行うとともに、県民等の意見も踏まえた上で、施設の地元移管を含めて、そのあり方を検討し、平成24年度中に結論を出す。

### 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	利用状況などの詳細な調査 施設のあり方を検討	→ (結論)			
目標・効果				・廃止又は移管の場合 効果額 181百万円	

項目	13	効果的・効率的な庁舎等の利用・管理(ファシリティマネジメントの導入)	所管部局	総務部
事業目的・内容	<p>庁舎等の県有施設(学校、警察本部所管施設、県営住宅を除く行政財産)は、3,000棟超、床面積約159万㎡にのぼるが、うち約1,500棟、61万㎡が建築後30年を経過しており、老朽化が進んでいる。</p> <p>県は、過去10年間余りにわたり、地方機関や公の施設の見直しに積極的に取り組むとともに、知事部局等の職員数について平成10~23年度の間 3,789人の大幅なスリム化を実施した。このため、低利用、未利用スペースが生じるなど、整備当初とは、利用状況が変化した施設が生じている。</p>			
	平成23年度関連予算額	-		

### 1 改革内容

建物、設備等を最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、使用し、維持するための経営管理活動であるファシリティマネジメント(FM)を導入し、既存の県有施設の総量を縮小するとともに、効果的・効率的な利活用・保守管理を推進する。

当面、平成23年度から平成26年度までの各年度に、指定管理者制度を導入している公の施設や観測所、無線中継基地などの無人施設を除く庁舎等(146施設(約1,400棟))について、全庁的な視点から中長期的な利活用の方向性を定めるとともに、集約・移転などの対応策や必要な保守の概要などを示す「県有施設利活用・保守管理プログラム(仮称)」を順次策定していく。

### 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~
取組内容	FMの導入  指定管理者制度を導入している公の施設や無人施設を除く庁舎等(146施設(約1,400棟))についてプログラム策定				→
目標・効果	・上記のうち約40施設(400棟)についてプログラム策定	・将来負担の抑制を含む効果額2億円/年平均程度			→



項目	13-2	循環器呼吸器病センター跡地の利活用	所管部局	健康福祉部 病院事業庁
事業目的・内容	<p>循環器呼吸器病センターは、第五次行革大綱に基づき、尾張西部医療圏における医療水準確保のため、その医療機能を一宮市立市民病院に移行し、平成22年9月末をもって廃止した。</p> <p>その後、廃止後の施設の一部を活用して、がんセンター尾張診療所を平成22年10月に設置し、乳がん検診と外来化学療法を実施しているが、利用部分は、病棟、診療棟及び管理棟の1階の一部に限られており、大半が、未利用となっている。</p> <p>(敷地面積71,745㎡ 建築延面積25,925㎡ (うち尾張診療所の利用面積2,191㎡))</p>			
	平成23年度関連予算額	101百万円 (未利用敷地・建物の維持管理に係る経費)		

### 1 改革内容

循環器呼吸器病センター跡地については、現在、がんセンター尾張診療所として一部を活用しているが、外部の利用の可能性を含めて検討し、平成24年度までに利活用方法を決定する。

敷地内に所在する旧尾張看護専門学校の建物についても、敷地全体の計画と整合性を図りながら利活用方法の検討を進める。

### 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~
取組内容	跡利用の意向調査の実施(全庁、地元市、医師会等) 利活用方法の検討	→ 利活用方法の決定			
目標・効果			→ ・決定された方法による利活用が開始された時点で最大101百万円		

項目	14	産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用	所管部局	産業労働部
----	----	--------------------------	------	-------

事業目的・内容	<p>産業技術研究所は、本県モノづくりの基盤を支える中小企業の技術開発力向上を目指す公設試験研究機関として、県内の工業系研究施設を統合し、平成14年に設置された。</p> <p>現在、6拠点及び2分場の体制で、共同研究、依頼試験、技術相談・指導、企業技術者の人材育成等の業務を行っている。</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織体制</th> <th>拠点所在地</th> <th>主な支援分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業技術研究所</td> <td>刈谷市</td> <td>輸送機器等工業製品全般</td> </tr> <tr> <td>常滑窯業技術センター</td> <td>常滑市</td> <td rowspan="2">陶磁器製品、陶器瓦</td> </tr> <tr> <td>三河窯業試験場</td> <td>碧南市</td> </tr> <tr> <td>瀬戸窯業技術センター</td> <td>瀬戸市</td> <td>陶磁器製品、デザイン</td> </tr> <tr> <td>食品工業技術センター</td> <td>名古屋市</td> <td>醸造食品、菓子、調理加工食品</td> </tr> <tr> <td>尾張繊維技術センター</td> <td>一宮市</td> <td>毛織物、染色加工、アパレル技術</td> </tr> <tr> <td>三河繊維技術センター</td> <td>蒲郡市</td> <td rowspan="2">綿織物、ロープや漁網などの産業用繊維素材</td> </tr> <tr> <td>豊橋分場</td> <td>豊橋市</td> </tr> </tbody> </table>				組織体制	拠点所在地	主な支援分野	産業技術研究所	刈谷市	輸送機器等工業製品全般	常滑窯業技術センター	常滑市	陶磁器製品、陶器瓦	三河窯業試験場	碧南市	瀬戸窯業技術センター	瀬戸市	陶磁器製品、デザイン	食品工業技術センター	名古屋市	醸造食品、菓子、調理加工食品	尾張繊維技術センター	一宮市	毛織物、染色加工、アパレル技術	三河繊維技術センター	蒲郡市	綿織物、ロープや漁網などの産業用繊維素材	豊橋分場
組織体制	拠点所在地	主な支援分野																										
産業技術研究所	刈谷市	輸送機器等工業製品全般																										
常滑窯業技術センター	常滑市	陶磁器製品、陶器瓦																										
三河窯業試験場	碧南市																											
瀬戸窯業技術センター	瀬戸市	陶磁器製品、デザイン																										
食品工業技術センター	名古屋市	醸造食品、菓子、調理加工食品																										
尾張繊維技術センター	一宮市	毛織物、染色加工、アパレル技術																										
三河繊維技術センター	蒲郡市	綿織物、ロープや漁網などの産業用繊維素材																										
豊橋分場	豊橋市																											

平成23年度関連予算額	1,443百万円
-------------	----------

## 1 改革内容

産業技術研究所は、従来の業務に加え、「知の拠点」の産学行政共同研究開発施設の運営を併せて担うこととし、平成24年1月から、両者の一体的な運営を行い、組織の一層効率的かつ効果的な運営を図る。

三河繊維技術センター豊橋分場については、技術相談・指導、依頼試験の利用件数が減少していることから、平成24年4月から、その機能を三河繊維技術センター本場に集約する。

豊橋分場の資産について、有効活用を図る。

## 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	一体的運営開始 (24年1月)	三河繊維技術センターへの機能集約(24年4月)			
目標・効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の効率的かつ効果的な運用</li> <li>・管理部門の合理化(10名程度)</li> <li>・豊橋分場に係る管理運営費の削減(22年度ベースで20百万円)及びその資産の有効活用</li> </ul>			

項目	15	農業総合試験場の組織・運営の見直しと資産の利活用	所管部局	農林水産部
----	----	--------------------------	------	-------

事業目的・内容	<p>農業総合試験場は、全国有数の本県農業を支える技術・品種の研究開発拠点として、県内の研究施設を統合し、昭和41年に設置された。</p> <p>現在、6部2農業研究所の体制で、「消費者の信頼に応える食料等の生産・供給の確保」などを重点目標とした「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」(平成23～27年)に基づき計画的に試験研究を推進している。</p> <p>所管する資産は、用地194.1ha、建物359棟(延面積80,491㎡)となっている。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織体制</th> <th>拠点所在地</th> <th colspan="2">主な所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業総合試験場(6部) 管理部、企画普及部、 環境基盤研究部、作物研究部 園芸研究部、畜産研究部</td> <td>長久手町 弥富市 安城市 蒲郡市</td> <td colspan="2">生産環境、農畜産物の品質・安全性の評価、バイオテクノロジー、 農作物病害虫、普通作物、野菜、花き、落葉果樹、畜産の試験研究ほか</td> </tr> <tr> <td>東三河農業研究所</td> <td>豊橋市</td> <td colspan="2">東三河地域における野菜、花きの試験研究、茶の試験研究</td> </tr> <tr> <td>山間農業研究所</td> <td>豊田市</td> <td colspan="2">山間地帯における普通作物、園芸作物の試験研究</td> </tr> </tbody> </table>				組織体制	拠点所在地	主な所掌事務		農業総合試験場(6部) 管理部、企画普及部、 環境基盤研究部、作物研究部 園芸研究部、畜産研究部	長久手町 弥富市 安城市 蒲郡市	生産環境、農畜産物の品質・安全性の評価、バイオテクノロジー、 農作物病害虫、普通作物、野菜、花き、落葉果樹、畜産の試験研究ほか		東三河農業研究所	豊橋市	東三河地域における野菜、花きの試験研究、茶の試験研究		山間農業研究所	豊田市	山間地帯における普通作物、園芸作物の試験研究	
	組織体制	拠点所在地	主な所掌事務																	
農業総合試験場(6部) 管理部、企画普及部、 環境基盤研究部、作物研究部 園芸研究部、畜産研究部	長久手町 弥富市 安城市 蒲郡市	生産環境、農畜産物の品質・安全性の評価、バイオテクノロジー、 農作物病害虫、普通作物、野菜、花き、落葉果樹、畜産の試験研究ほか																		
東三河農業研究所	豊橋市	東三河地域における野菜、花きの試験研究、茶の試験研究																		
山間農業研究所	豊田市	山間地帯における普通作物、園芸作物の試験研究																		
平成23年度関連予算額	2,001百万円																			

## 1 改革内容

農業総合試験場については、野菜に関する研究分野を園芸研究部野菜G(長久手町)、園芸研究部特産野菜G(弥富市)、東三河農業研究所野菜G(豊橋市)、山間農業研究所園芸G(豊田市)の4か所で分担して実施している。試験研究開発への要望等を踏まえて効率的・効果的な研究開発が行えるよう集約・重点化を進め、研究拠点についても必要な機能を確保しつつ平成26年度までにその一部を集約化する。

売却も含め、廃止した研究拠点の資産等の有効利活用を進めていく。

## 2 工程

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」の策定公表 研究体制の検討	関係機関等との調整	研究拠点の集約化準備	野菜に関する研究拠点の集約化	廃止した拠点資産の売却等
目標・効果				・研究拠点の一部廃止	

項目	16	レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設の利用拡大	所管部局	総務部 関係部局	
事業目的・内容	<p>各施設の目的・内容は次ページ以下に掲載</p> <p>レクリエーション・スポーツ施設 10施設  奥三河総合センター、あいち健康プラザ、児童総合センター、海南こどもの国、愛知勤労身体障害者体育館、海陽ヨットハーバー、武道館、総合射撃場、口論義運動公園、一宮総合運動場</p> <p>文教施設 5施設  女性総合センター、下水道科学館、青年の家、少年自然の家（美浜、旭高原）</p> <p>8施設（芸術文化センター、陶磁資料館、愛知こどもの国、野外教育センター、岡崎総合運動場、体育館、スポーツ会館、犬山国際ユースホテル）については、別途、重点改革項目として掲げている。</p>				
	平成23年度関連予算額	-			
<h3>1 改革内容</h3>					
<p>レクリエーション・スポーツ施設及び文教施設（広く県民の利用に供すべき施設）については、できる限り多くの県民に利用していただけるよう、それぞれの施設の設置目的に応じて、魅力あるイベントの開催や情報発信の充実、学校・団体等の利用促進など、毎年度、より一層の利用拡大に取り組む。</p>					
<p>指定管理者が指定時に提案した利用促進に関する取組を着実に実施するよう指導・支援するとともに、県も施設の設置者として、指定管理者と十分に調整しつつ、積極的に利用拡大に取り組む。</p>					
<p>《指定管理者からの提案による利用促進策（例）》</p> <p>あいち健康プラザ（公募の指定管理者からの提案）健康宿泊館の休館日の廃止、健康科学館に年間パスの導入等  （任意の指定管理者からの提案）健康開発館のトレーニングルームに定期券の導入等</p> <p>武道館 自主事業の企画（スポーツ指導者講習会・ダンスコンテスト・ヨガ・ピラティス・メタボリック教室・転倒予防教室・高齢者筋力トレーニング・サプリメントセミナー等）</p>					
<h3>2 工程</h3>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	各施設の設置目的に応じて、毎年度実施 <span style="float: right;">→</span>				

【各施設の目的・内容及び目標】

〔レクリエーション・スポーツ施設（10施設）〕

施設（所在地）	目的・内容	開所	主要施設	現指定管理期間	目 標	所管部局
奥三河総合センター （北設楽郡設楽町）	三河山間地域の振興	S47年	宿泊施設(46人)、レストラン、会議室、講堂(454人)、運動広場、体育館	H23～27年度 (5年間)	利用者数 22年度30,609人 25年度までに3%増(31,530人)	地域振興部
あいち健康プラザ （知多郡東浦町）	健康科学に基づいた健康づくりの推進	H10年	健康開発館(健康づくり教室、健康度評価、アスレチックルーム、プール、貸出スペースなど)、健康科学館(展示、貸出スペースなど)、健康情報館(情報ライブラリーなど)、健康宿泊館(宿泊施設(63室140人)、温泉、レストラン、ホール(最大1000人収容)、会議室など)	H23～27年度 (5年間)	健康宿泊館 宿泊者 22年度14,865人 27年度180%以上(27,200人) 健康科学館 見学者 22年度67,717人 27年度160%程度(108,000人) 健康開発館 トレーニングジム利用者 22年度38,893人 27年度140%以上(55,000人)	健康福祉部
児童総合センター （愛知郡長久手町）	児童厚生施設	H8年	プレイアトリウム、チャレンジタワー、キッズスタジオ、あのねっとのへや(子育てひろば)、とことこのへや(幼児コーナー)など センターの機能：体験・育成機能、開発・調査機能、養成・研修機能、普及・啓発機能	H23～27年度 (5年間)	入館者数 過去3年間(19～21年度)平均412,775人 23年度から約3%増(425,000人)	健康福祉部
海南こどもの国 （弥富市烏ヶ地町）	児童厚生施設	S60年	遊具(アスレチック遊具、足踏み式カーゴカート、水上自転車など)、広場、プール、ローラースケート場など	H23～25年度 (3年間)	入園者数 過去5年間(17～21年度)平均450,000人 23年度から7%以上の増(483,000人)	健康福祉部
愛知勤労身体障害者体育館 （稲沢市祖父江町）	労働者福祉施設	S53年	体育館	H23～27年度 (5年間)	利用者数 22年度10,616人 23年度以降も10,000人以上を維持	産業労働部
海陽ヨットハーバー （蒲郡市海陽町）	港湾施設	H5年	野積場(ボートドック)、クラブハウス、係留施設(浮桟橋)、スロープ、クレーン、貸ヨット	H23～27年度 (5年間)	出艇数 21年度4,778艇 27年度5%以上の増(5,073艇) 出艇者数 21年度8,067人 27年度5%以上の増(8,570人)	建設部
武道館 （名古屋港区）	体育施設	H5年	第1競技場(大道場1,518㎡、観覧席1,504席)、第2競技場(なぎなた660㎡)、第3競技場(柔道975㎡)、第4競技場(近的弓道975㎡)、第5競技場(剣道975㎡)、第6競技場(遠的弓道1,265㎡)、宿泊室(定員50人)	H23～27年度 (5年間)	利用者数 21年度162,126人 27年度12%以上の増(183,053人)	教育委員会
総合射撃場 （豊田市宇連野町）	体育施設	H5年	第1射撃場(スモールライフル50m・50射座)、第2射撃場(エアライフル10m・50射座(内ビームライフル10射座))、第3射撃場(ラージボアライフル・スナク50m及び150m・5射座)、第4射撃場(クレートラップ2面、スキート2面、併用1面)	H23～27年度 (5年間)	利用者数 21年度21,929人 27年度4%以上の増(23,000人)	教育委員会

施設（所在地）	目的・内容	開所	主要施設	現指定管理期間	目 標	所管部局
口論義運動公園 （日進市北新町）	体育施設	S58年	野球場、庭球場、サッカー場、温水プール、会議室	H23～27年度 （5年間）	利用者数 21年度 186,341人      27年度 4%以上の増（195,000人）	教育委員会
一宮総合運動場 （一宮市千秋町）	体育施設	S42年	野球場3面、蹴球場（ラグビー兼用）1面、 庭球施設8面、水泳施設、陸上競技場（全天候型）、 ゲートボール施設3面、多目的グラウンド	H23～27年度 （5年間）	利用者数 21年度 151,303人      27年度 7%以上の増（162,000人）	教育委員会

### 〔文教施設（5施設）〕

施設（所在地）	目的・内容	開所	主要施設	現指定管理期間	目 標	所管部局
女性総合センター （名古屋市東区）	男女共同参画 社会の実現	H8年	ホール（800人）、セミナールーム、会議室、視聴覚 ルーム、和室、創作・料理・音楽スタジオ、フィットネ スタジオ、宿泊室、レストランなど	H23～27年度 （5年間）	ホール利用率 21年度 68.5%      27年度 70.0% ライブラリー利用者数 21年度 108,307人      27年度 8%以上の増（118,000人）	県民生活部
下水道科学館 （稲沢市平和町）	下水道及び水 循環に関する 知識の普及	H12年	科学館（展示、会議室など）、芝生広場、 ビオトープなど	H23～27年度 （5年間）	利用者数 22年度 71,330人 23年度から 12%以上の増（80,000人）	建設部
青年の家 （岡崎市美合町）	社会教育施設	H6年	宿泊室（180人）、研修室、体育館、テニスコ ート、野外炊飯場等	H23～27年度 （5年間）	宿泊利用者数 21年度 21,967人〔利用率 44.1%〕 27年度 13%以上の増（24,930人）	教育委員会
美浜少年自然の家 （知多郡美浜町）	社会教育施設	H元年	宿泊室（500人）、研修室、講堂、体育館、 テニスコート、野外炊飯場等	H23～27年度 （5年間）	宿泊利用者数 21年度 47,008人〔利用率 30.6%〕 27年度 8%以上の増（51,000人）	教育委員会
旭高原少年自然の家 （豊田市小滝野町）	社会教育施設	H元年	宿泊室（500人）、研修室、講堂、工作室、 体育館、野外炊飯場等	H23～27年度 （5年間）	宿泊利用者数 21年度 53,568人〔利用率 34.9%〕 21年度までの過去5年間の最高実績 27年度 54,200人（上記実績を上回る）	教育委員会

項目	17 県が出資している株式会社への適切な配当要求	所管部局	総務部 関係部局																		
事業目的・内容	<p>県が主要な出資者であり、経営に一定程度関与できる株式会社は13社である。  (愛知環状鉄道(株)、上飯田連絡線(株)、中部国際空港連絡鉄道(株)、愛知高速交通(株)、  名古屋空港ビルディング(株)、衣浦臨海鉄道(株)、(株)東三河食肉流通センター、  名古屋競馬(株)、(株)国際デザインセンター、名古屋テレビ塔(株)、  愛知玉野情報システム(株)、蒲郡海洋開発(株)、名古屋埠頭(株))</p>																				
	平成23年度関連予算額	-																			
<p>1 改革内容</p> <p>県が主要な出資者である株式会社のうち、過去3期（H20期～H22期）の決算において、当期損益及び累積損益が継続的に黒字で配当可能となっている名古屋競馬(株)、名古屋埠頭(株)については、今後の会社の経営状況等に応じて、適切な配当要求を行っていく。</p> <p>その他の会社についても、引き続き毎年度、各社の財務内容を注視していく。</p>																					
<p>2 工 程</p> <table border="1" data-bbox="336 1034 1968 1275"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>各社の経営状況等を検証</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・経営状況等に応じた適切な配当の受領</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>				年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	各社の経営状況等を検証				→	目標・効果	・経営状況等に応じた適切な配当の受領				→
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																
取組内容	各社の経営状況等を検証				→																
目標・効果	・経営状況等に応じた適切な配当の受領				→																

項目	18	税外債権の徴収強化	所管部局	総務部 関係部局																				
事業目的・内容	<p>県営住宅家賃、各種貸付金の償還金などの税外未収金が全庁的に解消されない状況にあり、徴収強化が必要である。</p> <p>(参考) 主な税外未収金(21年度決算、企業会計を除く1百万円以上のもの(現年度分))</p> <table border="0"> <tr> <td>・県営住宅使用料</td> <td>464,340千円</td> <td>・母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>18,736千円</td> </tr> <tr> <td>・高度化事業貸付金</td> <td>95,010千円</td> <td>・県立学校授業料</td> <td>4,309千円</td> </tr> <tr> <td>・児童措置費負担金</td> <td>35,732千円</td> <td>・林業振興資金貸付金</td> <td>1,818千円</td> </tr> <tr> <td>・高等学校等奨学事業貸付金</td> <td>23,754千円</td> <td>・障害者住宅整備資金貸付金</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(過料等 346,674千円、雑入 215,094千円、加算金 109,594千円、延滞金 17,941千円)</p>				・県営住宅使用料	464,340千円	・母子寡婦福祉資金貸付金	18,736千円	・高度化事業貸付金	95,010千円	・県立学校授業料	4,309千円	・児童措置費負担金	35,732千円	・林業振興資金貸付金	1,818千円	・高等学校等奨学事業貸付金	23,754千円	・障害者住宅整備資金貸付金	1,600千円	・その他			
	・県営住宅使用料	464,340千円	・母子寡婦福祉資金貸付金	18,736千円																				
・高度化事業貸付金	95,010千円	・県立学校授業料	4,309千円																					
・児童措置費負担金	35,732千円	・林業振興資金貸付金	1,818千円																					
・高等学校等奨学事業貸付金	23,754千円	・障害者住宅整備資金貸付金	1,600千円																					
・その他																								
平成23年度関連予算額	(県営住宅退去者滞納家賃回収業務委託 2,692千円)																							
<p>1 改革内容</p> <p>滞納債権の解消に向けて、平成24年度から各主務課において定期的に自己検査を行う。</p> <p>既に民間委託をしている県営住宅使用料以外の分野について、事業効果を検証しながら、平成25年度から民間委託の順次拡大を検討する。</p>																								
<p>2 工 程</p>																								
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~																			
取組内容	自己検査の検討	自己検査の実施			→																			
	委託分野の検討	→	効果検証・委託拡大の検討		→																			
目標・効果	・税外未収金の削減				→																			



# 深掘りの視点 効果の徹底的検証

項目	19	国等関係団体会費・負担金の見直し	所管部局	総務部 関係部局																		
事業目的・内容	<p>国等関係団体会費・負担金は、国所管法人や県が構成員となっている各種団体への会費・負担金で、例えば、国と全国の地方公共団体をつなぐ全国総合行政ネットワークの運営費負担金など全都道府県が分担して負担している経費や有益な行政情報が得られるために加盟している各種協議会の年会費等である。</p> <p>23年度予算における国等関係団体会費・負担金は、380件 1,786百万円となっている。</p> <p>これまでも廃止・縮減をしてきたが、有用性や費用対効果の観点から今後も見直しを継続する必要がある。</p>																					
	平成23年度関連予算額	1,786百万円																				
<p>1 改革内容</p> <p>団体会費・負担金については、これまでも毎年見直しを実施し、廃止・縮減を行ってきたが、法的根拠がなく、有用性や費用対効果が薄れているものについては、廃止を含めた見直しを検討する。</p> <p>《会費・負担金の状況》</p> <p>21年度：450件 1,996百万円</p> <p>22年度：407件 1,871百万円（43件を廃止）</p> <p>23年度：380件 1,786百万円（27件を廃止）</p> <p>会費・負担金を継続する場合であっても、多額の繰越金を有している団体については、会費・負担金額の縮減を求める。</p> <p>本県が事務局となっている団体については、団体支出の見直しを行い、会費・負担金額の縮減を図る。</p>																						
<p>2 工程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>有用性・費用対効果等を検証</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・廃止・縮減</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	有用性・費用対効果等を検証				→	目標・効果	・廃止・縮減				→
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	有用性・費用対効果等を検証				→																	
目標・効果	・廃止・縮減				→																	

項目	20 教職員住宅の見直し	所管部局	教育委員会		
事業目的・内容	<p>教職員住宅については、新規採用者を始めとした県立学校の教職員の福利厚生及び広域人事異動に伴う住宅困窮者への対応など教育行政の円滑な運営に資するため、昭和40年代から設置している。</p> <p>施設の老朽化や民間住宅の供給状況等を踏まえ、平成14年度から平成22年度までの間に3次の計画に基づき、21地区において276戸を廃止しており、平成23年4月1日現在の管理戸数は、7地区（小牧、佐織、横須賀、安城、豊橋岩田、設楽、作手）で戸建て4戸と15棟150戸の計154戸となっている。</p>				
	平成23年度関連予算額	6百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>教職員住宅については、施設が老朽化していること、民間住宅の普及や交通事情の進展などにより入居率が低下しており、その必要性が薄れてきていることから、設楽地区以外の住宅をすべて廃止する。</p> <p>廃止年度については、平成27年度末までとする。</p> <p>設楽地区住宅については、教職員の通勤状況などの実情を考慮し、必要な住宅を公舎として確保する。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	計画策定	廃止準備 (新規入居停止)			
目標・効果					・効果額6百万円/年 (平成28年度)

項目	21-1	公舎の見直し(総務部所管公舎)	所管部局	総務部																		
事業目的・内容	<p>三の丸公舎については、職務上の必要性がある職員や、国等からの派遣、遠方から採用された職員等の住居を確保するため、戸建て11戸(部長級公舎)と2棟28戸(A棟C棟:課長級公舎)及び1棟57戸(D棟:課長補佐級公舎)の計96戸を設置している。</p> <p>設楽公舎については、設楽地域の事務・事業の遂行上必要な職員の住居を確保するため、7棟56戸を設置している。</p>																					
	平成23年度関連予算額	24百万円																				
<p>1 改革内容</p> <p>三の丸公舎については、入居率が低下していること、施設が老朽化していることから、最も新しい三の丸D棟(57戸)へ集約化することとし、他の戸建て、A棟及びC棟については廃止する。</p> <p>設楽公舎については、教職員を含め、設楽地域の各機関に勤務する職員に対応していく。</p>																						
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>集約化の方針決定 入居者への周知</td> <td>D棟修繕等</td> <td>平成27年度までに戸建て、A棟及びC棟を廃止し入居者をD棟へ集約</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・11戸建て3棟85戸を1棟57戸に集約</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~	取組内容	集約化の方針決定 入居者への周知	D棟修繕等	平成27年度までに戸建て、A棟及びC棟を廃止し入居者をD棟へ集約			目標・効果					・11戸建て3棟85戸を1棟57戸に集約
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~																	
取組内容	集約化の方針決定 入居者への周知	D棟修繕等	平成27年度までに戸建て、A棟及びC棟を廃止し入居者をD棟へ集約																			
目標・効果					・11戸建て3棟85戸を1棟57戸に集約																	

項目	21-2	公舎の見直し(健康福祉部所管公舎)	所管部局	健康福祉部																		
事業目的・内容	<p>心身障害者コロニーの職員宿舎(職員公舎)及び独身寮については、コロニーの開設に合わせ、昭和43年度から46年度にかけて、コロニーの敷地内外に設置した。</p> <p>社会情勢の変化や施設の老朽化等により入居率が低下してきたため、集約的な利用により、職員宿舎を順次廃止しており、現在の設置戸数は、職員宿舎2棟26戸、独身寮2棟140戸となっている。</p> <p>なお、コロニー敷地外の職員宿舎(高森台公舎)を平成22年6月に廃止しており、平成23年11月から平成24年3月に建物取壊し、平成24年度中に敷地を売却する予定である。</p>																					
	平成23年度関連予算額	8百万円																				
<p>1 改革内容</p> <p>心身障害者コロニーの職員宿舎(職員公舎)及び独身寮については、老朽化を踏まえ、平成24年度末までに必要性を再検証し、廃止時期等を検討する。</p> <p>なお、必要性の再検証にあたっては、採用が困難な医師や看護師の人材確保の観点を踏まえて検討する。</p>																						
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>高森台公舎取壊し 職員宿舎の必要性の再検証</td> <td>高森台公舎敷地売却 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td>・将来負担の圧縮 ・職員宿舎の適正規模の実現</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	高森台公舎取壊し 職員宿舎の必要性の再検証	高森台公舎敷地売却 →				目標・効果			・将来負担の圧縮 ・職員宿舎の適正規模の実現	→	→
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	高森台公舎取壊し 職員宿舎の必要性の再検証	高森台公舎敷地売却 →																				
目標・効果			・将来負担の圧縮 ・職員宿舎の適正規模の実現	→	→																	

項目	21-3	公舎の見直し(農林水産部所管公舎)			所管部局	農林水産部																		
事業目的・内容	<p>農林水産部所管の公舎については、通勤不便者や動物管理業務に従事する職員のため、現在、5か所に合計70戸を設置している。</p> <p>一部の公舎では、設置当時とは交通事情など状況が変化し、必要性が薄れてきている。また、施設の老朽化が進んでいる。</p>																							
	平成23年度関連予算額	1百万円																						
<p>1 改革内容</p> <p>段戸山牧場公舎(20戸)については、入居状況や施設の状態を踏まえ、老朽化が著しい単身用公舎(8戸)を平成23年度末に廃止し、世帯用公舎(12戸)にその機能を集約する。</p> <p>農業総合試験場公舎(31戸)については、入居状況や施設の状態を踏まえ、公舎としての必要性は薄れていることから、平成25年度末までに廃止する。</p> <p>農業大学校公舎(10戸)については、入居状況や施設の状態を踏まえ、公舎としての必要性は薄れていることから、平成25年度末までに廃止する。</p>																								
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>           廃止(集約化)の方針決定            入居者への周知            段戸山牧場単身用公舎廃止(8戸)         </td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>           農業大学校公舎(10戸)            農業総合試験場公舎(31戸)廃止         </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・8戸廃止</td> <td></td> <td>・41戸(累計49戸)廃止</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	廃止(集約化)の方針決定 入居者への周知 段戸山牧場単身用公舎廃止(8戸)	→	農業大学校公舎(10戸) 農業総合試験場公舎(31戸)廃止			目標・効果	・8戸廃止		・41戸(累計49戸)廃止		
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																			
取組内容	廃止(集約化)の方針決定 入居者への周知 段戸山牧場単身用公舎廃止(8戸)	→	農業大学校公舎(10戸) 農業総合試験場公舎(31戸)廃止																					
目標・効果	・8戸廃止		・41戸(累計49戸)廃止																					

項目	22	待機宿舎の見直し	所管部局	警察本部																		
事業目的・内容	<p>待機宿舎は、世帯者用の警察職員宿舎であり、執務時間外（夜間・休日）に殺人等の重要事件や大規模地震等の災害が発生した場合、早期に大量の警察官を招集するなど、非常時における必要な警察力を確保し、治安確保の万全を図る目的で、平成23年4月現在、49棟968戸を設置しているものの、老朽化や耐震性不足等により、その約7割が使用不能となっている。</p>																					
	平成23年度関連予算額	13百万円																				
<p>1 改革内容</p> <p>待機宿舎については、執務時間外に発生する重要事件や大規模災害への的確な対応、老朽化等の現状や職員の早期参集を可能とする設置場所の地理的条件、他の都道府県の設置状況などを勘案して、統廃合を含めた合理的かつ効率的な配置を検討する。検討の結果、不要となった宿舎用地については、有効活用を図っていく。</p>																						
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>今後の配置方針について関係部局との協議を開始 3棟取壊し予定</td> <td>必要戸数の配置と使用不能施設の廃止を並行して検討 2棟取壊し予定</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・統廃合を含めた合理的かつ効率的な配置を検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	今後の配置方針について関係部局との協議を開始 3棟取壊し予定	必要戸数の配置と使用不能施設の廃止を並行して検討 2棟取壊し予定			→	目標・効果	・統廃合を含めた合理的かつ効率的な配置を検討				→
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	今後の配置方針について関係部局との協議を開始 3棟取壊し予定	必要戸数の配置と使用不能施設の廃止を並行して検討 2棟取壊し予定			→																	
目標・効果	・統廃合を含めた合理的かつ効率的な配置を検討				→																	






項目	23 印刷業務の早期廃止	所管部局	出納事務局		
事業目的・内容	<p>議案書等の議会関係印刷物、試験問題、県公報、職員録、県証紙及び投票用紙等といった緊急性や機密性が高い印刷物については、県が直営で印刷業務を行っている。</p>				
	平成23年度関連予算額	282百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>印刷業務については、印刷物の外注化等について各部局との調整を図り、平成24年度末を目途に廃止する。</p>					
.....					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	廃止準備	<p>→ 24年度末 事業廃止</p>			
目標・効果			・定数削減（7人）		

項目	24	消費生活相談体制の見直し	所管部局	県民生活部																		
事業目的・内容	<p>県内8か所に設置する県民生活プラザに消費生活相談員を配置し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に対して助言等を行い、県民の消費生活における利益擁護を図っている。</p> <p>消費者安全法により、消費者からの相談に対する第一義的な対応は市町村が行い、県においては広域の見地及び高度な専門性を必要とする相談に対処するため、消費生活センターを設置することが義務付けられている。</p>																					
	平成23年度関連予算額	184百万円																				
<h3>1 改革内容</h3> <p>県の消費生活相談体制の見直しに当たっては、住民に一番身近な市町村で行政サービスを受けられることが望ましく、県は高度・専門的かつ広域調整に特化すべきであることから、市町村の消費生活相談窓口の充実・強化を図りながら、消費生活相談体制の見直し（縮小等）を検討する。</p> <p>具体的には、平成24年度中に、市町村の相談体制の充実・強化の方法等を検証しながら、県と市町村の役割分担についての県の考え方を明らかにするとともに、市町村に対して地域の実情に応じた相談体制の充実・強化（週4日以上での相談窓口の開設又は周辺市町村との共同運営等）を働きかける。</p> <p>その結果を踏まえ、平成25年度までに県民生活プラザにおける相談体制の見直しの検討を行う。</p>																						
<h3>2 工程</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>           市町村への働きかけ            （相談体制の充実・強化）         </td> <td>           消費者行政活性化基金事業終了         </td> <td>           市町村の相談体制の検証及び県と市町村の役割分担に係る考え方の提示            県民生活プラザの相談体制見直し（縮小等）の検討         </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td>           ・週4日以上での市町村相談窓口の増加（市町村における相談件数の増加）         </td> <td>           ・市町村の相談体制を踏まえた県の適正な相談体制見直し（縮小等）の促進         </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	市町村への働きかけ （相談体制の充実・強化）	消費者行政活性化基金事業終了	市町村の相談体制の検証及び県と市町村の役割分担に係る考え方の提示 県民生活プラザの相談体制見直し（縮小等）の検討			目標・効果			・週4日以上での市町村相談窓口の増加（市町村における相談件数の増加）	・市町村の相談体制を踏まえた県の適正な相談体制見直し（縮小等）の促進	
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	市町村への働きかけ （相談体制の充実・強化）	消費者行政活性化基金事業終了	市町村の相談体制の検証及び県と市町村の役割分担に係る考え方の提示 県民生活プラザの相談体制見直し（縮小等）の検討																			
目標・効果			・週4日以上での市町村相談窓口の増加（市町村における相談件数の増加）	・市町村の相談体制を踏まえた県の適正な相談体制見直し（縮小等）の促進																		



項目	25 環境調査センターの組織・運営の見直し	所管部局	環境部		
事業目的・内容	<p>環境調査センターは、公害に関する各種データの収集及びそれらの解析、汚染物質の分析・検査などを行うための調査研究機関として、昭和45年に名古屋市北区辻町に設置された。</p> <p>現在、1課5部1支所の体制で、都市・生活型公害や廃棄物の処理に係る問題、更に地球温暖化、生物多様性の保全といった地球規模の環境問題や循環型社会の形成など、環境問題の多様化に対応している。</p>				
	平成23年度関連予算額	107百万円			
1 改革内容					
<p>財政的・人的な資源が限られる中で、環境調査センターが担うべき機能及びあるべき将来像を検討しながら、より効果的・効率的に機能を果たしていけるよう、組織・運営のあり方の方向性を示した中期的な計画（中期計画）を平成23年度中に策定する。</p> <p>《見直しの方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁・地方機関との役割分担見直し等による一部機能の縮小</li> <li>・環境をめぐる新たな課題への対応</li> <li>・技術研修等の人材育成機能の確保</li> <li>・組織・運営のさらなる効率化</li> </ul>					
2 工 程					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	中期計画策定	中期計画に基づく組織・運営の見直し			→
目標・効果					・現在の1課5部1支所体制の見直し（見直し完了時）

項目	26 海外産業情報センター業務の見直し	所管部局	産業労働部																				
事業目的・内容	<p>海外産業情報センターは、県内産業の活性化を促進するため、対日投資、外国人観光客誘致、各種情報収集等による中小企業海外活動支援などを行っている。</p> <p>現在、パリ、サンフランシスコ、上海の3箇所にセンターを設置している。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>パリ産業情報センター</th> <th>サンフランシスコ産業情報センター</th> <th>上海産業情報センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置年月</td> <td>平成2年4月1日</td> <td>平成15年7月1日</td> <td>平成16年4月1日</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>ジェトロ・パリセンター内</td> <td>ジェトロ・サンフランシスコセンター内</td> <td>ジェトロ・上海センター内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	パリ産業情報センター	サンフランシスコ産業情報センター	上海産業情報センター	設置年月	平成2年4月1日	平成15年7月1日	平成16年4月1日	設置場所	ジェトロ・パリセンター内	ジェトロ・サンフランシスコセンター内	ジェトロ・上海センター内										
名称	パリ産業情報センター	サンフランシスコ産業情報センター	上海産業情報センター																				
設置年月	平成2年4月1日	平成15年7月1日	平成16年4月1日																				
設置場所	ジェトロ・パリセンター内	ジェトロ・サンフランシスコセンター内	ジェトロ・上海センター内																				
平成23年度関連予算額		118百万円																					
<h3>1 改革内容</h3>																							
<p>本県企業の海外における事業活動が活発化し、海外産業情報センターに対するニーズが多様化する中、センターは、公の機関としての強みである政府機関等とのネットワークを活かす一方、ベトナム、中国江蘇省のサポートデスクや中国上海の専任マネージャーを通じて、民間機関との連携を図ってきている。引き続き、そうした民間機関との連携のあり方を含め、業務等の見直しを総合的に検討し、平成25年度までに結論を出す。</p>																							
<h3>2 工程</h3>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>総合的な検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・企業の多様化するニーズに対し、適時適切に対応するセンター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	総合的な検討		→			目標・効果				・企業の多様化するニーズに対し、適時適切に対応するセンター						
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																		
取組内容	総合的な検討		→																				
目標・効果				・企業の多様化するニーズに対し、適時適切に対応するセンター																			

項目	27 高等技術専門校の見直し		所管部局	産業労働部	
事業目的・内容	<p>高等技術専門校は、職業能力開発促進法に基づき、県が設置した公共職業能力開発施設であり、職業に必要な技能及び知識を習得させる職業訓練を実施している。</p> <p>昭和30年代から40年代にかけて整備した5校（岡崎、一宮、窯業(瀬戸市内)、高浜、東三河(豊川市内)）及び平成4年度に整備した名古屋校において訓練を行っている。</p> <p>施設の管理運営は、直営（職員数90人、1校あたり8人から29人）で行っている。</p> <p>平成22年4月の厚生労働省通知による職業能力開発促進法の解釈変更により、指定管理者制度を導入することができることとなった。</p> <p>【平成23年度計画定員】</p> <p>普通課程：(中卒・高卒対象)：150人</p> <p>短期課程：(離職者対象・施設内)800人・(離職者対象・委託)5,800人、(在職者対象)685人</p>				
	平成23年度関連予算額	818百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>高等技術専門校においては、モノづくり総合科を核とした訓練体系へ移行を進めているが、さらに長期的な視点に立って、これを発展させた事業実施体制の見直し検討を平成24年度末までに行う。</p> <p>この見直しに当たっては、産業界のニーズ等を把握しつつ、訓練科の再編、指導員数の見直しなどを踏まえながら行うこととし、現在の6校体制のあり方(管理部門の集約化あるいは統合可能性など)も含めて検討する。</p> <p>指定管理者制度の導入については、見直しの中で課題等を整理しながら検討していく。</p>					
<p>2 工程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	見直し検討 ・岡崎校へのモノづくり総合科設置	 ・名古屋校へのモノづくり総合科設置	見直し内容に基づく取組実施		
目標・効果			・運営の効率化		

項目	28	犬山国際ユースホステルの見直し	所管部局	産業労働部
事業目的・内容	<p>犬山国際ユースホステルは、青少年、勤労者の健全な旅行を奨励するため、昭和34年に犬山市大字継鹿尾に設置した施設である。</p> <p>平成7年の改築時から、従来の目的に加え、国際観光、国際交流を促進し、本県全体の観光振興に効果をもたらす施設として位置づけている。（宿泊定員80名）</p> <p>施設の管理運営には、指定管理者制度を導入している。（現指定管理期間：平成23年度～平成27年度・5年間）</p>			
	平成23年度関連予算額	25百万円		

### 1 改革内容

犬山国際ユースホステルについては、地元移管の可能性について検討し、調整を進める。

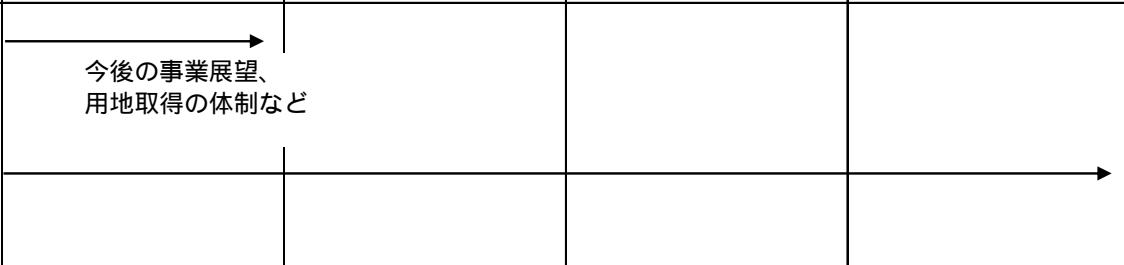
### 2 工程

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	地元移管の可能性の検討・調整				→
目標・効果	・施設の効果的な活用を図る				→

項目	29	労働協会の見直し			所管部局	産業労働部
事業目的・内容	<p>財団法人愛知県労働協会は、勤労者を始めとする県民の教養文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、昭和28年に設立された県関係団体で、勤労者福祉施設の管理運営、労働関係情報の収集、職業適性検査、労働教育に関する事業など、独自または県の委託事業を行っている。</p>					
	平成23年度関連予算額	431百万円				
<p>1 改革内容</p> <p>労働協会については、勤労福祉会館等の廃止に伴い、協会業務が縮小することを踏まえ、担うべき役割を検討し、平成23年度中に結論を出す。</p>						
<p>2 工 程</p>						
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	
取組内容	見直し検討	検討結果を反映した事業展開			→	
目標・効果	・運営の効率化				→	

項目	30	雇用開発協会の見直し			所管部局	産業労働部
事業目的・内容	社団法人愛知県雇用開発協会は、中高年齢者の雇用の安定、障害者の雇用の促進、若年労働力の確保等に関する事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と本県産業の発展に寄与することを目的として、昭和54年に設立された県関係団体で、雇用に関するセミナー・講習会の開催や、県の公の施設であるサンライフ名古屋の管理運営等を行っている。					
	平成23年度関連予算額	34百万円				
<p>1 改革内容</p> <p>雇用開発協会については、平成23年度末にサンライフ名古屋が廃止となるなど、大幅な事業規模の縮小となることから、平成23年度末をもって廃止する。</p>						
.....						
2 工 程						
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	
取組内容	23年度末廃止					
目標・効果		・廃止による効果額 34百万円				

項目	31	農林公社の見直し	所管部局	農林水産部		
事業目的・内容	社団法人愛知県農林公社は、農林業の健全な発展に寄与し、国土の保全、水資源の涵養、環境の保全及び農山村経済の振興に資することを目的として、昭和40年に設立された県関係団体で、農地保有合理化事業、分収造林事業、測量・設計等事業、県植木センター管理事業を行っている。					
	平成23年度関連予算額	3,950百万円				
<b>1 改革内容</b> <b>【農地保有合理化事業】</b> 国、県の差損補助を活用して、平成24年度までに全ての保有農地の処分を目標とするとともに、事業の見直しを行う。						
<b>【分収造林事業】</b> 平成23年度末までに、全ての契約地を、今後事業を継続した場合に伐採や運搬の経費等が賄える採算林と、それ以外の不採算林に選別する。不採算林については、土地所有者と協議し、契約の継続の是非について検討する。 平成24年度中に長期収支見込を作成し、その結果を踏まえて公社の存廃を含めたあり方及び残債務の一括処理策について、抜本的な改革を検討する。 収益の増加を図るため、収穫量の増加による販売収入のアップ 非皆伐施業へ転換するための契約期間の延長 高性能林業機械等の活用 分収率を「公社6：土地所有者4」から「公社7：土地所有者3」へ変更 二酸化炭素排出量取引制度（J-VER制度）活用の検討 などを行う。 国や日本政策金融公庫に対して、低利資金への借換えが可能となる融資制度の創設などを要望する。						
<b>2 工 程</b>						
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	保有農地の処分	→				
	採算林・不採算林の選別	長期収支見込の作成 経営改善計画の見直し	経営改善の推進	→		
目標・効果		・全保有農地の処分	・公社債務の圧縮			

項目	32-1	地方3公社の見直し(土地開発公社)	所管部局	建設部	
事業目的・内容	<p>愛知県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年に設置された県関係団体で、道路、河川その他の公共事業の用に供するための土地の先行取得や用地取得業務の受託等の事業を行っている。</p>				
	平成23年度関連予算額	130百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>建設部内に設置したプロジェクトチームにおいて、公社保有土地の計画的削減や、今後の用地取得の体制等について検討を進め、公社スリム化の観点から、平成24年度を目途に、今後の公社のあり方に関する方向付けを示す。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	部内 PT 検討 公社との調整  (公社の取組) 未利用代替地処分 事務経費削減 等				
目標・効果	・経費削減				



項目	32-2 地方3公社の見直し(道路公社)			所管部局	建設部
事業目的・内容	<p>愛知県道路公社は、愛知県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和47年に設置された県関係団体で、南知多道路始め12路線2駐車場の管理、愛知県管理の道路の管理及び建設受託等の事業を実施している。</p>				
	平成23年度関連予算額	100百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>道路建設等に要した費用を着実に償還していくため、利用促進、保守点検業務の見直し、契約制度の見直し、附帯事業の収入増、職員数の段階的削減等、経費の削減を含め、より一層の経営改善に努める。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	保守点検業務の見直し 契約制度の見直し 附帯事業の収入増 職員数の段階的削減等				→
目標・効果					27年度目標(21年度比) ・保守点検経費 5%減 ・随意契約実績 70%減 ・PAの営業料収入 20%増 ・職員数 20%減(役員除、再任用含)等

項目	32-3	地方3公社の見直し(住宅供給公社)	所管部局	建設部		
事業目的・内容	<p>愛知県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に給する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、地方住宅供給公社法に基づき、昭和40年に設置された県関係団体で、居住環境の良好な集団住宅の分譲及び賃貸住宅の建設、維持管理等の事業を実施している。また、県営及び市営住宅の住宅管理事業を受託して実施している。</p>					
	平成23年度関連予算額	11,981百万円				
<p>1 改革内容  中期経営計画（平成21年度～平成30年度）により経営改革を進める。</p> <p>《中期経営計画の主なポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社賃貸住宅事業については、建替サイクル50年を見直し、修繕等を充実させ、既存建物の延命化を図る。また、建替を行う場合は、収益性の高い住宅に限定し、団地の集約化などで発生する余剰地を売却する。（管理戸数は現状の4分3程度にスリム化）</li> <li>・ 住宅管理業務の効率化については、県営住宅の効率的な管理を行うため管理代行制度への移行を目指し、県営、市営住宅、公社賃貸住宅の一体管理によりコスト削減を図る。</li> <li>・ 分譲事業については、平成23年度中に分譲資産の早期売却を図る。</li> </ul>						
<p>2 工 程</p>						
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	公社の中期経営計画の推進 県営住宅管理業務について 公営住宅法に基づく管理代行への移行準備		管理代行への移行			→
目標・効果	・ 23年度末までに宅地処分 (22末295件)					・ 30年度末に賃貸住宅入居率 90% (22末83.5%) ・ 30年度末に賃貸住宅家賃徴収率 98% (22末97.8%) ・ 30年度末に借入金残高 285億円 (22末396億円)

項目	33 名古屋港の運営の民営化の検討		所管部局	建設部																						
事業目的・内容	<p>名古屋港については、県及び名古屋市が設置する一部事務組合である名古屋港管理組合が港湾法の規定による港湾管理者の業務及びその他の事務等を行っている。</p> <p>平成23年3月公布の港湾法改正により、伊勢湾（名古屋港、四日市港）について、湾単位で施設運営を行う港湾運営会社制度が導入できることとされた。なお、一定の場合に、平成28年度までは、港単位での施設運営を行う特例が設けられている。</p> <p>制度の導入には、あらかじめ港湾計画に「効率的な運営を特に促進する区域」が定められている必要がある。</p>																									
	平成23年度関連予算額	4,827百万円																								
<h3>1 改革内容</h3> <p>改正港湾法に基づき、名古屋港管理組合が実施していく以下の点について、設置者として名古屋市と連携し支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋港について、一層の国際競争力の強化や機動的な運営を図るため、現在、名古屋港管理組合が施設「運営」を行っている公共コンテナ埠頭等について、港湾運営会社制度の活用を検討する。</li> <li>・制度の導入ができるよう、改正港湾法施行（平成23年12月頃）までに、港湾計画の一部変更を行い、コンテナ埠頭を「効率的な運営を特に促進する区域」とする。</li> <li>・港湾運営会社のあり方については、導入効果やその他諸課題についての検証等を行うとともに、関係者の意見等も幅広く聴きながら、検討を進めていく。</li> </ul>																										
<h3>2 工程</h3>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 651 797 707">年度</th> <th data-bbox="528 707 797 762">23年度</th> <th data-bbox="528 762 797 818">24年度</th> <th data-bbox="528 818 797 874">25年度</th> <th data-bbox="528 874 797 930">26年度</th> <th data-bbox="528 930 797 1476">27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 970 528 1329" rowspan="2">取組内容</td> <td data-bbox="528 970 797 1145">設置者として組合の取組を支援 (組合の取組) 港湾運営会社制度の活用を検討</td> <td data-bbox="528 1145 797 1329" rowspan="2">特例港湾運営会社のあり方の検討</td> <td data-bbox="528 1145 797 1329"></td> <td data-bbox="528 1145 797 1329">港湾運営会社のあり方の検討</td> <td data-bbox="528 1145 797 1329"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1329 797 1476">港湾計画一部変更</td> <td data-bbox="528 1329 797 1476"></td> <td data-bbox="528 1329 797 1476">【H26.3 港で一つの特例港湾運営会社の指定申請期限】</td> <td data-bbox="528 1329 797 1476">【H29.3 湾で一つの港湾運営会社となる期限】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1329 528 1476">目標・効果</td> <td colspan="4" data-bbox="528 1329 2031 1476">(特例港湾運営会社制度を活用する場合) ・コンテナ埠頭の効率的な運営</td> </tr> </tbody> </table>	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	設置者として組合の取組を支援 (組合の取組) 港湾運営会社制度の活用を検討	特例港湾運営会社のあり方の検討		港湾運営会社のあり方の検討		港湾計画一部変更		【H26.3 港で一つの特例港湾運営会社の指定申請期限】	【H29.3 湾で一つの港湾運営会社となる期限】	目標・効果	(特例港湾運営会社制度を活用する場合) ・コンテナ埠頭の効率的な運営							
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																					
取組内容	設置者として組合の取組を支援 (組合の取組) 港湾運営会社制度の活用を検討	特例港湾運営会社のあり方の検討		港湾運営会社のあり方の検討																						
	港湾計画一部変更			【H26.3 港で一つの特例港湾運営会社の指定申請期限】	【H29.3 湾で一つの港湾運営会社となる期限】																					
目標・効果	(特例港湾運営会社制度を活用する場合) ・コンテナ埠頭の効率的な運営																									

項目	34	生涯学習推進センターの見直し	所管部局	教育委員会																		
事業目的・内容	<p>生涯学習推進センターは、平成15年に東大手庁舎に開所し、本県における生涯学習推進の中核的施設として、学習情報・学習機会の提供、研修、交流などを実施している。</p> <p>なお、組織上は教育委員会生涯学習課分室となっている。</p>																					
	平成23年度関連予算額	12百万円																				
<p><b>1 改革内容</b></p> <p>生涯学習推進センターについては、市町村における生涯学習施策の充実を踏まえて、県と市町村の役割分担を明確化し、平成24年度から生涯学習施策をより広域的・専門的に推進する体制に見直す。</p> <p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録学習サークルへの研修室の貸出</li> <li>登録学習サークルを対象とした発表・交流イベント「あいちまなびいデイ」</li> </ul> <p>【広域的・専門的施策への見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習情報システム「学びネットあいち」の充実（ネットワーク機関数等の目標設定）</li> <li>市町村単位で開催が困難な指導者研修の充実</li> <li>県が養成した社会教育指導者や生涯学習ボランティアの活動支援策の充実</li> <li>市町村と高等教育機関等との連携促進（市町村・大学連携講座の開催）</li> </ul>																						
<p><b>2 工 程</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>体制の見直し検討</td> <td>広域的・専門的に推進する体制への見直し</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td>・県、市町村の役割分担の明確化</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	体制の見直し検討	広域的・専門的に推進する体制への見直し			→	目標・効果		・県、市町村の役割分担の明確化			→
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	体制の見直し検討	広域的・専門的に推進する体制への見直し			→																	
目標・効果		・県、市町村の役割分担の明確化			→																	

項目	35	水道事業の一層の経営効率化	所管部局	企業庁		
事業目的・内容	<p>水道事業については、水道用水の長期的安定供給、水資源の有効利用等を図るため、愛知県内の市町等に水道用水を供給している。（H23 給水対象42団体（31市7町1広域事務組合3企業団）、年間総給水量426,000,000m<sup>3</sup>）</p> <p>工業用水道事業については、愛知用水、西三河、東三河、尾張、名古屋臨海の5工業用水道事業により、県内各地域へ豊富低廉な工業用水の供給に努めている。（H23 給水対象事業所374か所、年間総給水量457,479,504m<sup>3</sup>）</p>					
	平成23年度関連予算額	水道事業64,439百万円 工業用水道事業30,527百万円				
<p>1 改革内容</p> <p>【PFIの導入】</p> <p>浄水場における排水処理業務のうち、浄水処理に直接影響を与えない、汚泥の脱水処理から発生土処分までの一連の工程で必要となる施設整備（脱水機の新設、更新等）と維持管理（脱水機の運営、維持管理及び発生土の再生利用等）について、先行する2例（愛知用水及び三河地域）のPFI事業が順調に進んでいることから、尾張地域（尾張西部浄水場及び犬山浄水場）についても27年度実施を目途に検討を行う。</p> <p>【未利用地の有効活用等】</p> <p>用途廃止した未利用地（旧知多ポンプ場用地（知多市東七曲3,955.37m<sup>2</sup>）など）について、平成23年度に一般競争入札を実施し売却を進める。他の未利用地についても、有効活用方法を検討する。</p>						
2 工程						
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	【未利用地の有効活用等】 入札実施		【PFIの導入】 実施のための検討及びPFI事業化の手続き			→ 実施予定
			有効活用方法検討			
目標・効果		・財産収入 67百万円				・2浄水場でPFI導入

項目	36 県立病院のあり方の検討	所管部局	病院事業庁 健康福祉部																		
事業目的・内容	<p>県立病院は、他の医療機関では対応が困難な、結核、精神、小児、へき地医療支援及び感染症等の政策的医療と県民のニーズが高いがんの専門医療を担っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がんセンター中央病院：都道府県がん診療連携拠点病院として、最新・最先端のがん医療を提供</li> <li>・がんセンター愛知病院：三河地域のがんセンターとして高度で良質ながん医療を提供するとともに、2次救急、へき地医療支援、結核、感染症といった政策的医療を実施</li> <li>・がんセンター尾張診療所：旧循環器呼吸器病センターの施設の一部を活用し、乳がん2次検診及び外来化学療法を実施</li> <li>・城山病院：県立の精神科病院として民間医療機関では対応困難な患者を中心に受入れを行うとともに、精神科救急システムの後方支援病院として対応</li> <li>・あいち小児保健医療総合センター：県内唯一の小児専門病院として高度で先進的な小児医療を実施するとともに、県の母子保健の中核的拠点として対応</li> </ul>																				
	平成23年度関連予算額	34,895百万円 うち一般会計負担金5,748百万円																			
<p>1 改革内容</p> <p>民間病院や他の公立病院との適切な機能分担を検証するという観点から、がんセンター愛知病院及び城山病院において、次のような検討を進めていく。</p> <p>【がんセンター愛知病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がんセンター愛知病院については、同じ2次医療圏にある岡崎市民病院と、どのように機能分担し、地域医療に貢献していくべきかを、地元である岡崎市や岡崎市民病院、岡崎市医師会、医師の派遣元である大学などの関係機関と引き続き協議・検討を進めていく。</li> </ul> <p>【城山病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山病院については、愛知県における精神科救急医療体制の現状の問題点を洗い出し、城山病院と民間病院との役割分担を中心に検討し、精神科救急医療体制を再構築していく。</li> <li>・城山病院が目指す方向を、民間病院との役割分担の観点から検討していく。</li> </ul>																					
<p>2 工程</p> <table border="1" data-bbox="344 1286 1966 1477"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>愛知病院・城山病院について検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	愛知病院・城山病院について検討					目標・効果					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																
取組内容	愛知病院・城山病院について検討																				
目標・効果																					

項目	37	福祉医療制度の見直し	所管部局	健康福祉部																		
事業目的・内容	<p>子ども、障害者、母子・父子家庭、寝たきり・認知症高齢者等が、必要な医療を安心して受診できるようにするために、市町村が行う福祉医療費支給事業（医療保険制度の自己負担の無料化）の実施に要する経費を補助している。</p>																					
	平成23年度関連予算額	22,466百万円																				
<p>1 改革内容</p> <p>高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、平成26年度の新制度開始を目途として、制度の見直しを検討する。</p> <p>見直しの検討にあたっては、国の社会保障制度改革の内容とのすり合せや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながら行っていく。</p> <p>見直し後の制度の実施にあたっては、県民、医療機関等に混乱が生じないよう、十分に周知を図っていく。</p>																						
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>推計・シミュレーション</td> <td>市町村等協議 見直し案作成</td> <td>関係機関システム 改修、制度周知</td> <td>新制度開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・見直し案による</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	推計・シミュレーション	市町村等協議 見直し案作成	関係機関システム 改修、制度周知	新制度開始		目標・効果				・見直し案による	→
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	推計・シミュレーション	市町村等協議 見直し案作成	関係機関システム 改修、制度周知	新制度開始																		
目標・効果				・見直し案による	→																	

項目	38	私学助成の見直し	所管部局	県民生活部	
事業目的・内容	<p>私立学校の教育条件の維持向上、父母負担の軽減及び私学の経営の安定化を図り、もって私学の振興に資することを目的に、学校設置者に対する経常費補助金及び私立学校に通う生徒をもつ父母に対する授業料軽減補助金の2本柱で助成を行っている。</p>				
	平成23年度関連予算額	56,970百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>私学助成のうち、高校経常費補助金について、私学決算値を基に生徒数に応じて補助する方式から公立決算値を基に私学の標準的運営費を算出して補助する方式へ、私学関係者との調整を図りながら、平成24年度移行を目途に検討する。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	新方式検討	新方式移行			→
目標・効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公私格差の是正という私学助成の基本理念の明確化</li> <li>・私学の経費節減に対するインセンティブの強化</li> <li>・生徒数の増減が補助金に及ぼす影響の緩和</li> </ul>			→



項目	39 時限設定の徹底による見直し			所管部局	総務部 関係部局
事業目的・内容	<p>人件費、公債費・扶助費等の義務的経費、国庫支出金を財源とする経費を除いた県単独事業については、県の裁量により事業の要否を判断できる余地が大きいことから、事業の性質・内容に応じて事業の時限を設定し、終期到来時に事業継続の必要性についてゼロベースで見直しを行なう必要がある。</p>				
	平成23年度関連予算額	平成23年度終了見込み事業 437百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>県単独事業について、時限設定を徹底し、終期到来時には廃止を前提とした見直し検討を行う。事業継続の検討にあたっては、事業の必要性、優先度、市町村等との役割分担、実施手法の見地から検証し、廃止・縮小・統合や内容の見直しを行なう。</p> <p>人件費、公債費・扶助費等の義務的経費、法施行事務経費や施設管理費を除き、原則としてすべての県単独事業に終期の設定を行なう。</p> <p>なお、終期設定は原則として5年以内とする。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	時限設定の徹底 終期到来事業の廃止 等検討				→
目標・効果	・事業廃止・縮減	・23年度終了見込み事業(437百万円)に加え、さらに見直しを徹底			→

# 深掘りの視点 地方分権改革の加速

項目	40 県単独市町村補助金の統合	所管部局	総務部 関係部局		
事業目的・内容	<p>23年度6月現計予算における県単独市町村補助金（扶助費を除く）は、49件 3,158百万円である。            国においては、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自主裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設し、平成23年度から順次、対象を拡大し一括交付金化を進める予定である。</p> <p>《主な県単独市町村補助金》            市町村振興事業費補助金 123,970千円、緊急市町村地震防災対策事業費補助金 200,000千円            浄化槽設置費補助金 135,035千円、住宅用太陽光施設導入促進費補助金 120,000千円            三河山間地域簡易水道施設整備費補助金 272,939千円、国民健康保険事業費補助金 121,214千円            障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金 114,297千円、がんばる商店街推進事業費補助金 120,000千円            排水機維持管理費補助金 367,000千円、市街地再開発事業費補助金 199,510千円</p>				
	平成23年度関連予算額	3,158百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>県単独市町村補助金については、将来の一括交付金化を含め、以下の段階により、市町村の利便性を高める見直しを検討する。</p> <p>既存の個別補助金内での補助メニューの統合            分野別での補助金の統合（例：環境、防災、福祉、農林水産、過疎山村等の分野毎に一本化）</p>					
<p>2 工程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	補助メニューの統合の検討	→	分野別での統合補助金化	→	
目標・効果	・補助メニューの統合	→	・分野別での補助金の統合	→	

項目	41 県から市町村への権限移譲の推進	所管部局	総務部 関係部局		
事業目的・内容	<p>住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市町村が行うことが望ましいとの観点から、県が処理する事務のうち、市町村が移譲を希望し、その市町村が処理しうる能力を有するものについて、事務処理が著しく非効率にならないよう留意しながら、権限移譲を進めている。また、事務処理に必要な経費については権限移譲交付金を交付するとともに、移譲を受けやすくするため説明会やマニュアルの配布などの支援を行っている。</p> <p>平成23年4月1日現在の移譲事務数は、786事務となっている。</p>				
	平成23年度関連予算額	125百万円			
<p>1 改革内容</p> <p>近年、移譲事務数の増加が鈍化しつつあり、また市町村間で住民サービスのバラツキが生じている。このような現状を打開し、一層の住民サービスの向上または市町村行政の充実強化につながる権限移譲を推進するため、今年度中に現行の「県から市町村への権限移譲推進要綱（平成20年3月策定）」の見直しをする。</p> <p>具体的には、現要綱について、新規移譲事務のメニューの追加を検討するとともに、既存の全ての移譲事務のメニューについて事務の内容等を総点検する。</p> <p>その上で、市町村の規模ごとに移譲モデルを設定する。</p> <p>市町村は、移譲モデルをもとに移譲計画を策定する。</p>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	移譲事務の総点検 現要綱の見直し 移譲モデルの設定	移譲モデル及び改正 要綱による権限移譲 の推進 移譲モデルによる移 譲団体の拡大 新規移譲事務の追加			
目標・効果	・全市町村が移譲計画 を策定		・移譲モデルによる移 譲率の向上		

項目	42	県・市町村の連携協力による滞納整理	所管部局	総務部																		
事業目的・内容	個人住民税を始めとする地方税の収入未済額の縮減と市町村職員の徴収力向上を図るため、平成23年4月、地方税滞納整理機構（県内6ブロック）を設置し、県と市町村の連携のもと積極的な滞納整理を行っている。																					
	平成23年度関連予算額	-																				
<p>1 改革内容</p> <p>県と県内43市町村が協働して徴収する滞納整理機構を平成23年4月1日に県内6ブロックに設立し、それぞれの市町村において徴収が困難であった滞納案件等の引継ぎを受け、県の徴収ノウハウを活用しながら、滞納整理機構に派遣した県職員12名と滞納整理機構に派遣された市町村の職員44名が、ブロックごとに同じ執務室で積極的な滞納整理を行う。</p> <p>平成23年度は、県全体で概ね4,000件、金額にして約40億円の滞納事案について、市町村から引継ぎを受け、県内市町村の平均徴収率18.4%（平成21年度市町村税滞納繰越分）を大きく上回る30%以上の徴収率を目指す。</p> <p>平成24年度については、平成23年度の目標を達成して高い効果をあげることにより、未参加市町村（11団体）の理解を得て参加拡大等を図る。</p>																						
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>設立（～25年度） 県と市町村が連携して積極的な滞納整理参加拡大の働きかけ</td> <td></td> <td>実績を検証し、26年度以降の連携のあり方について市町村と協議</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・徴収率 30%以上 ・引継額約 40 億円</td> <td colspan="2">前年の徴収実績を踏まえ、より高い徴収率を目指す。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	設立（～25年度） 県と市町村が連携して積極的な滞納整理参加拡大の働きかけ		実績を検証し、26年度以降の連携のあり方について市町村と協議			目標・効果	・徴収率 30%以上 ・引継額約 40 億円	前年の徴収実績を踏まえ、より高い徴収率を目指す。			
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	設立（～25年度） 県と市町村が連携して積極的な滞納整理参加拡大の働きかけ		実績を検証し、26年度以降の連携のあり方について市町村と協議																			
目標・効果	・徴収率 30%以上 ・引継額約 40 億円	前年の徴収実績を踏まえ、より高い徴収率を目指す。																				

# 深掘りの視点 人件費の見直し

項目	43	定員の適正管理	所管部局	総務部 関係部局																		
事業目的・内容	<p>第五次行革大綱では、知事部局等及び教育の事務部門において平成22年度から平成26年度までの5年間で500人を削減し、平成10年度定数に比較して4分の3以下にスリム化した職員体制を実現することとしている。</p> <p>参考 知事部局等及び教育の事務部門の職員定数 平成10年度 14,756人 平成23年度 10,967人 ( 3,789人 大学法人など外部移管等による減分を含む )</p>																					
	平成23年度関連予算額	-																				
<p>1 改革内容</p> <p>知事部局等及び教育の事務部門の職員定数については、事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などの合理化の取組により、第五次行革大綱の削減目標（ 500人 ）の達成に努めるとともに、下記の取組により、人員の見直しを徹底する。</p> <p>( 1 ) 事務事業の見直しに伴う業務量の減少を、より厳密に精査し、適切に人員見直しへ反映させる。 ( 2 ) 長期的視点から、過去10年程度の業務量の推移を点検し、業務量の減少を適切に人員見直しへ反映させる。</p>																						
<p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>人員見直しの徹底</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・ H22 293人 H23 75人 累計 368人(実績)</td> <td></td> <td></td> <td>・ H24～H26 132人以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	人員見直しの徹底				→	目標・効果	・ H22 293人 H23 75人 累計 368人(実績)			・ H24～H26 132人以上	
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	人員見直しの徹底				→																	
目標・効果	・ H22 293人 H23 75人 累計 368人(実績)			・ H24～H26 132人以上																		

項目	44	時間外勤務の縮減	所管部局	総務部 関係部局	
事業目的・内容	<p>県は、人件費の抑制や職員の健康維持を推進する観点から、時間外勤務の縮減に努めており、知事部局等及び教育の事務部門における県職員の1人当たり時間外勤務時間は、平成13年度の年間152時間から平成22年度には年間130.9時間まで減少している。</p>				
	平成23年度関連予算額	3,508百万円			
<p>1 改革内容</p>					
<p>時間外勤務の縮減に向け、業務の廃止を含めた事務の簡素化、業務処理方法の改善、計画的な業務執行等を行うことにより、知事部局等及び教育の事務部門における1人当たりの時間外勤務時間が過去5か年の平均133時間を上回らないようにする。</p>					
<p>具体的には、次に掲げる取組等を実施し、時間外勤務縮減の徹底を図っていく。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>各グループ班長は、職員ごとの仕事の繁閑に応じ、適宜、仕事の分担の見直しを図り、時間内に仕事を終えることができるよう仕事の管理を行う。</li> <li>全庁一斉定時退庁日（毎週水曜日、毎月19日（はぐみんデー）、及びボーナス支給日）においては、議会開会中を除き、午後6時30分までに消灯を行う。また、時間外勤務縮減キャンペーン実施期間中（7月～9月及び11月）は、午後10時以降の時間外勤務を原則禁止するとともに、所属ごとに定時退庁日を月に1日追加設定する。</li> </ul>					
<p>2 工 程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	縮減対策の徹底 <span style="float: right;">→</span>				
目標・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務の縮減</li> <li>1人平均 133 時間以下</li> </ul> <span style="float: right;">→</span>				

項目	45 特殊勤務手当の見直し	所管部局	総務部		
事業目的・内容	<p>特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する手当である。</p> <p>《主な特殊勤務手当》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に危険な勤務に対する手当：危険物取扱手当、特殊現場作業手当</li> <li>・主に不快な勤務に対する手当：死体処理手当、動物処理手当</li> <li>・主に不健康な勤務に対する手当：防疫検査手当</li> <li>・主に困難な勤務に対する手当：深夜特殊業務等手当、教員特殊業務手当</li> </ul> <p>平成12年度の総点検以降、支給基準や支給額等について、国や他県の状況を考慮しつつ、全体的な見直しを順次行っているところである。</p> <p>《これまでの取組状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度（44手当 24手当） 全面的な見直しを行い、支給要件等を条例で明確化</li> <li>・平成18年度（24手当） 対象業務の見直し及び教育部局の月額手当の日額化</li> <li>・平成20年度（20手当） 警察部局の月額手当の日額化及び教育部局の手当額の見直し</li> <li>・平成23年度（19手当） 知事部局の月額手当の一部の日額化及び廃止等</li> </ul>				
	平成23年度関連予算額	3,702百万円（一般会計ベース）			
<p>1 改革内容</p> <p>月額手当については、より勤務実績に応じた支給ができるよう引き続き日額化等に向けて見直す。</p> <p>日額手当については、国、他県の状況等を把握しつつ、手当の趣旨や社会情勢の変化などを踏まえ、支給基準・支給額等を見直す。</p> <p>日額手当については、平成25年度に、月額手当については、平成26年度に見直しを実施することを目標に取り組む。</p>					
<p>2 工程</p>					
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
取組内容	【日額手当関係】 検討・組合交渉	【月額手当関係】 検討・組合交渉	見直しの実施	見直しの実施	
目標・効果			・日額手当の改定	・月額手当の改定	

項目	46 技能労務職員の給与の見直し	所管部局	総務部																				
事業目的・内容	<p>技能労務職員（自動車運転手、印刷業務、警備業務等従事職員）の給与については、一般職員との均衡を考慮しつつ、国や他の地方公共団体の状況や時代の変化等に適応するよう、適宜適正化を図ってきた。</p> <p>特に、平成18年度の給与構造改革による給与制度の抜本的な見直しにより、年功的な給与上昇を抑制し、勤務実績をより反映する制度への転換を図ってきた。</p>																						
	平成23年度関連予算額	5,140百万円																					
<p>1 改革内容</p> <p>技能労務職員の総人件費については、平成19年度に策定した取組方針に基づき、職員定数の適正化等に併せ、平成24年度から給与制度の見直しも行うことにより、平成19年度比で2割を上回る削減を行うものとする。</p>																							
<p>2 工 程</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 999 528 1059">年度</th> <th data-bbox="528 999 813 1059">23年度</th> <th data-bbox="813 999 1097 1059">24年度</th> <th data-bbox="1097 999 1382 1059">25年度</th> <th data-bbox="1382 999 1666 1059">26年度</th> <th data-bbox="1666 999 1951 1059">27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 1059 528 1192">取組内容</td> <td data-bbox="528 1059 813 1192">--- 人員削減 ---</td> <td data-bbox="813 1059 1097 1192">見直しの実施</td> <td data-bbox="1097 1059 1382 1192"></td> <td data-bbox="1382 1059 1666 1192"></td> <td data-bbox="1666 1059 1951 1192">▶</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1192 528 1326">目標・効果</td> <td data-bbox="528 1192 813 1326"></td> <td data-bbox="813 1192 1097 1326">・適用給料表の変更を始めとする制度の改定</td> <td data-bbox="1097 1192 1382 1326"></td> <td data-bbox="1382 1192 1666 1326"></td> <td data-bbox="1666 1192 1951 1326"></td> </tr> </tbody> </table>						年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	--- 人員削減 ---	見直しの実施			▶	目標・効果		・適用給料表の変更を始めとする制度の改定			
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																		
取組内容	--- 人員削減 ---	見直しの実施			▶																		
目標・効果		・適用給料表の変更を始めとする制度の改定																					



## 【参考】「重点改革項目(案)及び論点」に関する県民意見募集の概要について

- 1 意見募集期間 平成23年8月8日から26日まで
- 2 意見提出方法 ホームページ、電子メール、ファクシミリ、郵送
- 3 募集結果
  - (1) 收受意見数 356通 (連署した署名者を含み延べ486人)
  - (2) 内容別の件数 401件
  - (3) 意見が多く寄せられた項目
    - ・循環器呼吸器病センター跡地の利活用〔225件(56%)〕
    - ・愛知こどもの国の見直し〔54件(14%)〕
    - ・野外教育センターの見直し〔49件(12%)〕

いただいたご意見の概要を県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.aichi.jp/0000046543.html>

## 【参考】「重点改革項目(案)及び論点」に関する市町村意見照会の概要について

- 1 意見照会期間 平成23年8月8日から26日まで
- 2 意見提出方法 文書
- 3 意見照会結果
  - (1) 意見提出市町村 12市
  - (2) 意見が寄せられた主な項目
    - ・消費生活相談体制の見直し <6市>
    - ・福祉医療制度の見直し <6市>
    - ・県単独市町村補助金の一括交付金化 <6市>
    - ・県から市町村への権限移譲の推進 <7市>
    - ・愛知こどもの国の見直し <2市>
    - ・野外教育センターの見直し <2市>
    - ・産業技術研究所の組織・運営の見直しと資産の利活用 <2市>

いただいたご意見の概要を県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.aichi.jp/0000046543.html>

# 【参考】「重点改革プログラム策定に向けた外部有識者による公開ヒアリング」の概要について

- 1 日時 平成23年11月4日(金) 午後4時30分から午後8時  
平成23年11月6日(日) 午前9時30分から午後4時35分
- 2 場所 愛知県東大手庁舎4階409会議室
- 3 ヒアリング実施者(敬称略)

コーディネーター(司会者)

加藤 義人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 研究開発第1部長

質問者

(4日、6日)

川上 敦子 弁護士  
手向 健二 大阪府総務部 行政改革課長  
山本 幸司 名古屋工業大学 大学院教授  
山谷 清志 同志社大学 政策学部教授

(4日)

市原 好二 東濃信用金庫 理事長  
面高 俊文 元(株)デンソーユニティサービス 代表取締役社長

(6日)

大矢知哲也 公認会計士・不動産鑑定士  
後藤 澄江 日本福祉大学 社会福祉学部教授  
中丸 忠 三重大学 経営戦略室長 総括監

#### 4 ヒアリング対象項目とヒアリング結果

- ・ 代表的な8項目を特に抽出して対象としました。
- ・ 所管部局が改革素案の概要を説明した後、有識者が質問、議論したうえで、素案の方向性について、有識者間の多数決に基づく提言をいただきました。

ヒアリング対象項目	素案に対する表決数(ゴシックは提言)
陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化	【1票】妥当 【5票】再検討が必要 現状認識、課題認識を見直すべき 3票 取組内容を明確にすべき 3票 取組内容に新たな視点を加えるべき 2票 取組をスピードアップすべき 2票
県立病院のあり方の検討	【2票】妥当 【3票】再検討が必要 取組をスピードアップすべき 3票 【1票】妥当・再検討の判断ができない
消費生活相談体制の見直し	【0票】妥当 【6票】再検討が必要 現状認識、課題認識を見直すべき 6票 取組内容を明確にすべき 1票 取組をスピードアップすべき 4票

ヒアリング対象項目	素案に対する表決数(ゴシックは提言)
環境調査センターの組織・運営の見直し	【1票】妥当 【5票】再検討が必要 取組内容を明確にすべき 4票 取組内容に新たな視点を加えるべき 3票 取組をスピードアップすべき 2票 【1票】妥当・再検討の判断ができない
高等技術専門校の見直し	【3票】妥当 【4票】再検討が必要 取組内容を明確にすべき 4票 取組内容に新たな視点を加えるべき 2票 取組をスピードアップすべき 1票
生涯学習推進センターの見直し	【0票】妥当 【7票】再検討が必要 現状認識、課題認識を見直すべき 3票 取組内容を明確にすべき 2票 取組内容に新たな視点を加えるべき 2票 その他 2票
福祉医療制度の見直し	【3票】妥当 【3票】再検討が必要 取組内容を明確にすべき 1票 取組をスピードアップすべき 2票 【1票】妥当・再検討の判断ができない
愛知県スポーツ会館の見直し	【0票】妥当 【7票】再検討が必要 現状認識、課題認識を見直すべき 6票 取組内容を明確にすべき 2票 取組内容に新たな視点を加えるべき 3票 取組をスピードアップすべき 1票